

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の 分類 | 措置の 内容 | 各省庁からの再検討要請に対する回答に対する 構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の 分類」の 見直し | 「措置の 内容」の 見直し | 提案事項 コード | 提案主 体名 | 特区構 想名 | 規制の特例事項 (事項名) |
|---|---------|--|--|---|--------------|--|---|--------------------|---------------------|---------------------|-------------|--------------|--------------------------|---|
| 農業生産法人の 事業要件に係る農 業の関連事業の 範囲の拡大 | 1000010 | 農業と関連のないファームイン等の事業については、総売上高の2分の1未満であれば、業種を問わず実施することが可能となっている。 農業生産法人の事業要件で「主たる事業が農業」としているのは、農外事業の動向によっては農地を資金調達的手段や農外事業の用に供するなど営農の継続に重大な影響を及ぼすおそれがあり、農業経営を基盤とするが故に農地の権利取得を認めた趣旨に反することになるからである。法人の行う農業と関連のないファームイン等は農業経営の継続に重大な影響を及ぼすおそれがあるので、農業として取り扱うことは不可能。 | 北海道からの提案では、経営多角化により、所得確保等農業経営の継続等に資するために必要としており、一概に営農の継続に重大な影響を及ぼすともいえないと考えられ、特区において要望を実現できないかを具体的に検討し、回答されたい。 | (回答) 農業生産法人が農業と一次的な関連を持ち、農業生産の安定発展に役立つような事業が実施しやすくなるよう、ファームイン等で農業関連の機械・施設を利用して行う事業等については、全国対応として、平成15年度中に検討。 | B-1 A | | | | | | 1057020 | 北海道 | 農村再生特区 | 農業生産法人の事業要件に係る農業関連事業の範囲の拡大 |
| | 1000020 | 特区法第16条においては、一般企業の農業参入に対する投機目的での農地取得や経営中止による農地の遊休化等の懸念に対応できるよう地方公共団体等による貸付方式としたところであり、一般企業に農地の所有権取得をも認めることは、対応困難。農地法による耕作権保護の下、貸付方式であっても安定的な農業経営が可能。まずは、特区法による農地法の特例に対する取組の状況等を見極めていく必要がある。 | 提案について検討し、回答されたい。 | 前回お答えしたとおり、特区法第16条においては、一般企業の農業参入に対する投機目的での農地取得や経営中止による農地の遊休化等の懸念に対応できるよう地方公共団体等による貸付方式としたところであり、一般企業に農地の所有権取得をも認めることは、対応困難。農地法による耕作権保護の下、貸付方式であっても安定的な農業経営が可能。まずは、特区法による農地法の特例に対する取組の状況等を見極めていく必要がある。 | | | | | | | 1446020 | 長野県 | 生涯健康都市形成支援特区 | 農業生産法人の要件の緩和 |
| | 1000151 | 株式会社形態の第3セクターについて、現行の農業生産法人要件に関わらず農業生産法人として扱うことは、第3セクターといえども株式会社として企業の経営手法による利益追求が要求され、地域における土地・水利用の混乱、資本力に差があるなかでの認定農業者等の農業の担い手との調和が図り得るかといった懸念があり、対応困難。まずは、特区法による農地法の特例に対する取組の状況等を見極めていく必要がある。 | 提案内容は、町が経営に関して主導的な地位を有する行政補完型第三セクターである株式会社を農業生産法人として認めることであるので、これについて、具体的に検討し、回答されたい。 | 前回お答えしたとおり、株式会社形態の第3セクターについて、現行の農業生産法人要件に関わらず農業生産法人として扱うことは、第3セクターといえども株式会社として企業の経営手法による利益追求が要求され、地域における土地・水利用の混乱、資本力に差があるなかでの認定農業者等の農業の担い手との調和が図り得るかといった懸念があり、対応困難。まずは、特区法による農地法の特例に対する取組の状況等を見極めていく必要がある。 なお、現行農業生産法人制度上町に対しては出資制限が課されていないので、町が経営に関して主導的な地位を有する行政補完型の第3セクターである株式会社を農業生産法人として設立することは容易。 | C-1 | 提案主体の意見では、「地方公共団体が農業振興の手段として第三セクターを活用し、企業の経営手法を導入するもの」とあり、また「画一的に扱われている株式会社、第三セクターの位置づけを再度ご検討いただきたい」ともあり、これについて、具体的に検討し回答されたい。 | | | | | 1241010 | 大郷町 | アグリビジネス特区 | 農業生産法人に関する要件の緩和 |
| 農業生産法人の 要件の緩和 | 1000400 | c. d.民間企業等が農業を行うための農地の権利取得については、必要な懸念払拭措置を講じた上で構造改革特別区域法で措置したところであり、この特区制度を活用されたい。 e. 農業に取り組もうとする者が農地の権利を取得するための下限面積要件の緩和について、農地の適切な利用に関する弊害防止措置を講じた上でどのような対応が可能かについて、農山村地域の新たな土地利用の枠組みの構築の検討と併せて検討する(平成14年度中に検討)。 なお、市町村が担い手育成等のため作成する農用地利用集積計画(農業経営基盤強化促進法)による権利移動の場合には、下限面積は適用されないこととなっており、下限面積未満の農地取得が可能。 f. 融資である以上、融資審査は必要不可欠(これ以上緩和のしようがない)。なお、制度資金については財政措置を講じており、構造改革特別区域内において特例措置を講じる対象(=規制)ではない。 | 提案の内容について、具体的に検討し、回答されたい。 | 現行の農業生産法人の要件は、効率的な農地利用を確保するとともに投機的農地取得や地域との調和を乱す等のおそれに対応できるぎりぎりの要件となっており、4要件のうちいずれの要件についても緩和は困難。なお、種苗会社等の農業関連事業を行う会社は、その関連事業が農業生産法人制度上農業として扱われることが可能であるので、農業生産法人の要件を満たしやすい。 | D-2 (C-1) | (措置の分類の修正理由) 企業等の農業生産法人以外の法人の農業参入については、既に構造改革特別区域法において措置が講じられているものであり、提案の内容はその拡充に該当するものであるため。 | | C-3 | | | 2186010 | 社団法人農村資源開発協会 | 農村資源開発センター構想(農業先端技術集積特区) | a.農地転用許可不要施設範囲の拡大及び許可不要面積の引き上げ 農振除外に關しても、a同様、一定範囲まで不要とする c.農業生産法人の事業・構成員・業務執行役員要件を緩和し、種苗・園芸資材・食品・流通企業等が農業参入しやすくする d.前記企業が農地を保有出来る様、農地の権利移動要件を緩和する e.最低経営面積制限等各種取得制限の緩和により新規参入を容易にする f.認定農業者の農業融資制度の審査基準緩和 g.事業上の利用制限の緩和 h.農業用施設のための開発にかかわる場合の規制緩和 j.農業用施設に拘る建築基準を緩和 |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの再検討要請に対する回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|-------------------------|---------|---|---|--|--------------|-------|---|---|-------------|-------------|---------|--------------|--------------------------------|---|
| | 1000100 | ワイン生産法人のワインの原料とするためのブドウ生産については、ワイン醸造が農業の関連事業に当たり、ブドウ生産のための農地の権利取得は可能であり、実績もあるところ。 | ワイン製造業者が農地を持つことは可能なのか。 | ワイン製造業者といえども、農業経営目的での農地の権利取得については農業生産法人の要件を満たすことが必要。なお、ワインを原料とするブドウ生産を行うワイン製造業者は、現行農業生産法人の制度上、そのワイン製造が農業として取り扱われるので、事業要件のみならず農業常時従事に係る構成員要件及び役員要件を満たしやすく、農業生産法人として農地を取得しやすい。 | D-1 (C-1) | | | (措置の分類の修正理由) 提案内容は現行の規定により実現可能なものであり、貴室が当初の分類を変更した理由が、明らかではないため。 | D-1 | | 1376020 | 丹波町 | 丹波ワイン産業振興特区 | 農業生産法人に関する規制の緩和 |
| 農業生産法人以外の法人の農業参入 | 1000400 | c, d: 民間企業等が農業を行うための農地の権利取得については、必要な懸念払拭措置を講じた上で構造改革特別区域法で措置したところであり、この特区制度を活用されたい。 e: 農業に取り組もうとする者が農地の権利を取得するための下限面積要件の緩和について、農地の適切な利用に関する弊害防止措置を講じた上でどのような対応が可能かについて、農山村地域の新たな土地利用の枠組みの構築の検討と併せて検討する(平成14年度中に検討)。 なお、市町村が担い手育成等のため作成する農用地利用集積計画(農業経営基盤強化促進法)による権利移動の場合には、下限面積は適用されないこととなっており、下限面積未満の農地取得が可能。 f: 融資である以上、融資審査は必要不可欠(これ以上緩和のしようがない)。なお、制度資金については財政措置を講じており、構造改革特別区域内において特例措置を講じる対象(=規制)ではない。 | 提案の内容について、具体的に検討し、回答されたい。 | 構造改革特区構想提案書における提案内容は、「1001 農業生産法人以外の法人の農業への参入を容認」であり、前回お答えしたとおり、構造改革特別区域法第16条において、農地法の特例措置を講じているところである。 | D-2 | | | | | | 2186010 | 社団法人農村資源開発協会 | 農村資源開発センター構想(農業先端技術集積特区) | a. 農地転用許可不要施設範囲の拡大及び許可不要面積の引き上げ 農振除外に關しても、a同様、一定範囲まで不要とする c. 農業生産法人の事業・構成員・業務執行役員要件を緩和し、種苗・園芸資材・食品・流通企業等が農業参入しやすくする d. 前記企業が農地を保有できる様、農地の権利移動要件を緩和する e. 最低経営面積制限等各種取得制限の緩和により新規参入を容易にする f. 認定農業者の農業融資制度の審査基準緩和 g. 事業上の利用制限の緩和 i. 農業用施設のための開発にかかわる場合の規制緩和 j. 農業用施設に拘る建築基準を緩和 |
| 農業者への斡旋を目的とした民間事業者の農地取得 | 1000360 | 民間事業者に農地保有合理化法人と同様の事業を行うための農地の権利取得を可能とするは、農地の不適正な利用や望ましくない土地の取引等につながるおそれがあり認められない。 | 提案の内容は、農業後継者不足対策として、民間法人が農業者に対して農地取得の斡旋を行うようにできないかというものであり、具体的に検討し、回答されたい。 | 貸付けや売渡しを前提とした農地の権利取得については、非営利かつ公平性の担保された農地保有合理化法人等に限定しているところであり、投機的取引を行うおそれのある民間企業に斡旋のための農地の権利取得を認めることはできない。なお、農地取得の斡旋については、農地法は何ら規制していない。 | C-1 | | | | | | 1118010 | 菖蒲町 | 農地流動化推進特区 | 農業者への斡旋を目的とした民間事業者の農地取得 |
| 任意団体の農地取得 | 1000090 | 任意団体が権利を取得するためには、共同で農業を行う構成員全員の名義で取得することが可能。 | | | D-1 | | | | | | 1316010 | 久喜市 | 農地集積特区 | 農地法第3条2項2号の農業生産法人以外の権利取得禁止の緩和 |
| | 1000080 | 民間企業等が農業を行うための農地の権利取得については、必要な懸念払拭措置を講じた上で構造改革特別区域法で措置したところであり、この特区制度を活用されたい。 | 提案は、「民間企業が行う従業員の福利厚生のための活動機会の場の提供」等のための農地の取得であり、貴省の回答ではこれに回答していないと考えられるので、具体的に検討し、回答されたい。 | 民間企業等が農業を行うための農地の権利取得については、必要な懸念払拭措置を講じた上で構造改革特別区域法で措置したところであり、これにより権利取得した農地の利用方法の一つとして社員の従業員の福利厚生のために利用することも可能である。 | | | | | | | 1276010 | 秦野市 | 民間企業による「秦野ふるさと村」の創出 | 農地の権利移動等に係る許可要件の緩和 |
| | 1000130 | 耕作放棄地等で民間企業等が有機農業を行うため、農地の賃借権又は使用貸借による権利を取得することは、特区法第16条により可能。 なお、農地法第3条第1項の許可は農地が効率的に利用されるかを確認するために必要であり、朱鷺の食餌を考慮した有機農業による農地利用についても農地法第3条第1項の許可は可能。 特区法第16条においては、一般企業の農業参入に対する投機目的での農地取得や経営中止による農地の遊休化等の懸念に対応できるよう地方公共団体等による貸付方式としたところであり、一般企業に農地の所有権取得をも認めることは、対応困難。農地法による耕作権保護の下、貸付方式であっても安定的な農業経営が可能。まずは、特区法による農地法の特例に対する取組の状況等を見極めていく必要がある。 | 提案について検討し、回答されたい。 | 前回お答えしたとおり、耕作放棄地等で民間企業等が有機農業を行うため、農地の賃借権又は使用貸借による権利を取得することは、特区法第16条により可能。 なお、農地法第3条第1項の許可は農地が効率的に利用されるかと見込まれるかを確認するために必要であり、朱鷺の食餌を考慮した有機農業による農地利用についても農地法第3条第1項の許可は可能。 特区法第16条においては、一般企業の農業参入に対する投機目的での農地取得や経営中止による農地の遊休化等の懸念に対応できるよう地方公共団体等による貸付方式としたところであり、一般企業に農地の所有権取得をも認めることは、対応困難。農地法による耕作権保護の下、貸付方式であっても安定的な農業経営が可能。まずは、特区法による農地法の特例に対する取組の状況等を見極めていく必要がある。 耕作放棄地等で民間企業等が有機農業を行うため、農地の賃借権又は使用貸借による権利を取得することは、特区法第16条により可能。 | | | | | | | 2160020 | 佐渡市町村会 | 佐渡ヶ島朱鷺特区～朱鷺が舞う自然豊かな佐渡ヶ島の再生と活性化 | 農地の権利移動要件の緩和 |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の 分類 | 措置の 内容 | 各省庁からの再検討要請に対する回答に対する 構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の 分類」の 見直し | 「措置の 内容」の 見直し | 提案事項 コード | 提案主 体名 | 特区構 想名 | 規制の特例事項 (事項名) | |
|-----------------------------|---------|--|-----------------------------------|--|-----------|-----------|---|--------------------|---------------------|---------------------|-------------|------------|-------------------------------------|---|--|
| 農業生産法人以外 の法人の農地 取得の容認 | 1000050 | 特区法第16条においては、一般企業の農業参入に対する投機目的での農地取得や経営中止による農地の遊休化等の懸念に対応できるよう地方公共団体等による貸付方式としたところであり、一般企業に農地の所有権取得をも認めることは、対応困難。農地法による耕作権保護の下、貸付方式であっても安定的な農業経営が可能。まずは、特区法による農地法の特例に対する取組の状況等を見極めていく必要がある。 | 提案について検討し、回答されたい。 | 前回お答えしたとおり、特区法第16条においては、一般企業の農業参入に対する投機目的での農地取得や経営中止による農地の遊休化等の懸念に対応できるよう地方公共団体等による貸付方式としたところであり、一般企業に農地の所有権取得をも認めることは、対応困難。農地法による耕作権保護の下、貸付方式であっても安定的な農業経営が可能。まずは、特区法による農地法の特例に対する取組の状況等を見極めていく必要がある。 | | | | | | | 1097010 | 石川県 | 干拓地 農業活 性化特 区 | 企業による農地 取得の直接取得 を可能とする規 制の緩和 | |
| | 1000060 | 特区法第16条においては、一般企業の農業参入に対する投機目的での農地取得や経営中止による農地の遊休化等の懸念に対応できるよう地方公共団体等による貸付方式としたところであり、一般企業に農地の所有権取得をも認めることは、対応困難。農地法による耕作権保護の下、貸付方式であっても安定的な農業経営が可能。まずは、特区法による農地法の特例に対する取組の状況等を見極めていく必要がある。 | 提案について検討し、回答されたい。 | 前回お答えしたとおり、特区法第16条においては、一般企業の農業参入に対する投機目的での農地取得や経営中止による農地の遊休化等の懸念に対応できるよう地方公共団体等による貸付方式としたところであり、一般企業に農地の所有権取得をも認めることは、対応困難。農地法による耕作権保護の下、貸付方式であっても安定的な農業経営が可能。まずは、特区法による農地法の特例に対する取組の状況等を見極めていく必要がある。 | | | | | | | 1116010 | 広島県 世羅町 | 広島中 部台地 農業改 革特区 | 農外企業が直接 農地を保有し農 業経営が可能と なるための地域 限定規制緩和 (詳細は様式1- 1の10・11に記 載) | |
| | 1000070 | 特区法第16条においては、一般企業の農業参入に対する投機目的での農地取得や経営中止による農地の遊休化等の懸念に対応できるよう地方公共団体等による貸付方式としたところであり、一般企業に農地の所有権取得をも認めることは、対応困難。農地法による耕作権保護の下、貸付方式であっても安定的な農業経営が可能。まずは、特区法による農地法の特例に対する取組の状況等を見極めていく必要がある。 | 提案について検討し、回答されたい。 | 前回お答えしたとおり、特区法第16条においては、一般企業の農業参入に対する投機目的での農地取得や経営中止による農地の遊休化等の懸念に対応できるよう地方公共団体等による貸付方式としたところであり、一般企業に農地の所有権取得をも認めることは、対応困難。農地法による耕作権保護の下、貸付方式であっても安定的な農業経営が可能。まずは、特区法による農地法の特例に対する取組の状況等を見極めていく必要がある。 | C-3 | | | | | | 1266010 | 加世田 市 | 砂丘地 域再生 振興特 区 | 市等による農業 生産法人以外の 法人への農地売 り渡し規制の特 例 | |
| | 1000110 | 特区法第16条においては、NPO法人を含む一般法人の農業参入に対する投機目的での農地取得や経営中止による農地の遊休化等の懸念に対応できるよう地方公共団体等による貸付方式としたところであり、NPO法人に農地の所有権取得をも認めることは、対応困難。農地法による耕作権保護の下、貸付方式であっても安定的な農業経営が可能。まずは、特区法による農地法の特例に対する取組の状況等を見極めていく必要がある。 | 提案について検討し、回答されたい。 | 前回お答えしたとおり、特区法第16条においては、一般企業の農業参入に対する投機目的での農地取得や経営中止による農地の遊休化等の懸念に対応できるよう地方公共団体等による貸付方式としたところであり、一般企業に農地の所有権取得をも認めることは、対応困難。農地法による耕作権保護の下、貸付方式であっても安定的な農業経営が可能。まずは、特区法による農地法の特例に対する取組の状況等を見極めていく必要がある。 | | | | | | | 1405050 | 掛川市 | スロー ライフ ビレッジ 掛川特 区構想 | 農業生産法人以外 の法人の農業 への参入を容認 | |
| | 1000120 | 特区法第16条においては、一般企業の農業参入に対する投機目的での農地取得や経営中止による農地の遊休化等の懸念に対応できるよう地方公共団体等による貸付方式としたところであり、一般企業に農地の所有権取得をも認めることは、対応困難。農地法による耕作権保護の下、貸付方式であっても安定的な農業経営が可能。まずは、特区法による農地法の特例に対する取組の状況等を見極めていく必要がある。 | 提案について検討し、回答されたい。 | 前回お答えしたとおり、特区法第16条においては、一般企業の農業参入に対する投機目的での農地取得や経営中止による農地の遊休化等の懸念に対応できるよう地方公共団体等による貸付方式としたところであり、一般企業に農地の所有権取得をも認めることは、対応困難。農地法による耕作権保護の下、貸付方式であっても安定的な農業経営が可能。まずは、特区法による農地法の特例に対する取組の状況等を見極めていく必要がある。 | | | | | | | | 2021010 | 吉田興 産株式 会社 | バイオ・ ディー ゼル特 区 | 農業生産法人以外 の法人の農業 への参入の容認 範囲の拡大 |
| | 1000140 | 特区法第16条で担当役員を1人以上設置することとしたのは、地域の調和への懸念に対応するため参入法人と地域との調整に責任を持つ体制を整備してもらうという趣旨であり、これらの見直しは、対応困難。まずは、特区法による農地法の特例に対する取組の状況等を見極めていく必要がある。 | 提案について検討し、回答されたい。 | 農業に常時従事する役員が一人もいないような企業では、地域農業の維持発展に欠くことのできない地域で行われる土地利用の調整の話し合い活動等に円滑に対応できないことから、このような企業に農業参入のための権利取得は認められない。 | | | | | | | | 1221010 | 兵庫 県、淡 路町、 北淡 町、東 浦町 | 自然産 業特区 | 民間企業等の農 地取得の容認 |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの再検討要請に対する回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|------|---------|---|-------------------------------|--|-------|-------|---|--|-------------|-------------|---------|--------|----------------------------|---------------------------------|
| | 1000150 | 特区法第16条は、担い手不足や農地の遊休化が深刻で、農業内部ではこれらの問題が解決できないような地域における地域農業等の活性化を図るためのものであり、また、担当役員を1人以上設置することとしたのは、参入法人と地域との調整に責任を持てる体制を整備してもらうという趣旨であり、耕作放棄地等の地区認定要件及び参入法人の役員の農業常時従事要件の見直しは、対応困難。まずは、特区法による農地法の特例に対する取組の状況等を見極めていく必要がある。 | 提案について検討し、回答されたい。 | 前回お答えしたとおり、特区法第16条においては、一般企業の農業参入に対する投機目的での農地取得や経営中止による農地の遊休化等の懸念に対応できるよう地方公共団体等による貸付方式としたところであり、一般企業に農地の所有権取得をも認めることは、対応困難。農地法による耕作権保護の下、貸付方式であっても安定的な農業経営が可能。まずは、特区法による農地法の特例に対する取組の状況等を見極めていく必要がある。 | | | | | | | 1223010 | 兵庫県市島町 | 環境保全型農業等推進特区 | 民間企業等の農地取得の容認 |
| | 1000170 | 市有林等の公有林の公益的機能の回復と増進を目的とした苗木生産を行うための農地の権利取得は、公用・公共用に該当し、現行でも市町村が取得することは可能である。 | | | | | | 遊休農地の解消や農地の保全という目的には、取得した農地の用途に関する内容が全く含まれていないため、取得後に適正に耕作の事業に供されることとなるかどうかを判断することができない。したがって、このような農地の取得目的として不十分な事由により農地取得を認めることは適当ではないと考える。 また、既に遊休農地の解消等に資する農地保有合理化事業に取り組むことにより農地取得に係る特例が受けられる市町村については、同事業と内容等が同様である事業を行うために更に新たな特例措置を講ずることは意義に乏しく、応じられない。 なお、「公用・公共用」の解釈については、農地法施行令の規定に固有の定義というわけではなく、一般に地方公共団体が不動産その他の財産を取得する場合と同様であるため、改めて国がその解釈について通知を発出する必要はないものと考えている。 (措置の分類の修正理由) 提案内容は現行の規定により実現可能なものであり、貴室が当初の分類を変更した理由が、明らかではないため。なお、特区において対応しないのは、市町村の農地取得に関する措置については、その取得後の利用内容に応じて、全国的な措置が既に講じられているためである。 | D - 1 | | 1170010 | 桐生市 | 行政が農用地を取得(借地)し、育苗事業を行なえる構想 | 農地又は採草放牧地の権利の制限、権利取得における公用目的の緩和 |
| | 1000200 | 学童農園や市町村の福祉施設における園芸療法のための農地取得は、公共用に該当し、現行でも取得は可能である。 | | | | | | 遊休農地の解消や農地の保全という目的には、取得した農地の用途に関する内容が全く含まれていないため、取得後に適正に耕作の事業に供されることとなるかどうかを判断することができない。したがって、このような農地の取得目的として不十分な事由により農地取得を認めることは適当ではないと考える。 また、既に遊休農地の解消等に資する農地保有合理化事業に取り組むことにより農地取得に係る特例が受けられる市町村については、同事業と内容等が同様である事業を行うために更に新たな特例措置を講ずることは意義に乏しく、応じられない。 なお、「公用・公共用」の解釈については、農地法施行令の規定に固有の定義というわけではなく、一般に地方公共団体が不動産その他の財産を取得する場合と同様であるため、改めて国がその解釈について通知を発出する必要はないものと考えている。 (措置の分類の修正理由) 提案内容は現行の規定により実現可能なものであり、貴室が当初の分類を変更した理由が、明らかではないため。なお、特区において対応しないのは、市町村の農地取得に関する措置については、その取得後の利用内容に応じて、全国的な措置が既に講じられているためである。 | D - 1 | | 1314010 | 熊本県 | 農村生活体感交流特区 | 地方公共団体(市町村)の農地取得の要件緩和 |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの再検討要請に対する回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|-----------------------|---------|--|---|---|-------|--|---|---|-------------|-------------|---------|-------------|-----------------------|-----------------------|
| 地方公共団体(市町村)の農地取得の要件緩和 | 1000220 | ご提案の目的で権利を取得する市町村が、適正に耕作の事業を行うのであれば、公用・公共用として取得可能である。 | 多面的機能保全の目的として認められる範囲及びその判断基準を明示されたい。 | 農地の多面的機能を保全することは、農地が適正に耕作の事業に供されることにほかならず、市町村が権利取得することを通じ適正に耕作の事業に供されることとなる利用形態も様々であると考え、例えば、試験田、展示ほ、採取ほ、市民農園、学童農園、農業公園その他公用・公共用の施設等として利用する、農地保有合理化事業により取得した農地を担い手に売渡しや貸付けを行う、特定農地貸付け法により都市住民等に貸し付けるなどが考えられる。 | | | | 遊休農地の解消や農地の保全という目的には、取得した農地の用途に関する内容が全く含まれていないため、取得後に適正に耕作の事業に供されることとなるかかどうかを判断することができない。したがって、このような農地の取得目的として不十分な事由により農地取得を認めることは適当ではないと考える。 また、既に遊休農地の解消等に資する農地保有合理化事業に取り組むことにより農地取得に係る特例が受けられる市町村については、同事業と内容等が同様である事業を行うために更に新たな特例措置を講ずることは意義に乏しく、応じられない。 なお、「公用・公共用」の解釈については、農地法施行令の規定に固有の定義というわけではなく、一般に地方公共団体が不動産その他の財産を取得する場合と同様であるため、改めて国がその解釈について通知を発出する必要はないものと考えている。 (措置の分類の修正理由) 提案内容は現行の規定により実現可能なものであり、貴室が当初の分類を変更した理由が、明らかではないため。なお、特区において対応しないのは、市町村の農地取得に関する措置については、その取得後の利用内容に応じて、全国的な措置が既に講じられているためである。 | D - 1 | | 1354010 | 新潟県 | 中山間地域産業連携特区 | 地方公共団体(市町村)の農地取得の要件緩和 |
| | 1000230 | ご提案の目的で権利を取得する市町村が、適正に耕作の事業を行うのであれば、公用・公共用として取得可能であり、この場合は、小作地所有制限の例外となる。 | 多面的機能保全の目的として認められる範囲及びその判断基準を明示されたい。 | 農地の多面的機能を保全することは、農地が適正に耕作の事業に供されることにほかならず、市町村が権利取得することを通じ適正に耕作の事業に供されることとなる利用形態も様々であると考え、例えば、試験田、展示ほ、採取ほ、市民農園、学童農園、農業公園その他公用・公共用の施設等として利用する、農地保有合理化事業により取得した農地を担い手に売渡しや貸付けを行う、特定農地貸付け法により都市住民等に貸し付けるなどが考えられる。 | 9-4 | 提案内容は農地保有合理化法人となることなく、遊休農地の解消及びの農地の保全を目的に農地を取得するというものである。これについて、再度具体的に検討し、回答されたい。また、提案者の意見では、「公用・公共用」の解釈について、改めて何らかの方法で周知されるよう配慮願いたい。」とあり、これについて、具体的に検討し、回答されたい。 | 遊休農地の解消や農地の保全という目的には、取得した農地の用途に関する内容が全く含まれていないため、取得後に適正に耕作の事業に供されることとなるかかどうかを判断することができない。したがって、このような農地の取得目的として不十分な事由により農地取得を認めることは適当ではないと考える。 また、既に遊休農地の解消等に資する農地保有合理化事業に取り組むことにより農地取得に係る特例が受けられる市町村については、同事業と内容等が同様である事業を行うために更に新たな特例措置を講ずることは意義に乏しく、応じられない。 なお、「公用・公共用」の解釈については、農地法施行令の規定に固有の定義というわけではなく、一般に地方公共団体が不動産その他の財産を取得する場合と同様であるため、改めて国がその解釈について通知を発出する必要はないものと考えている。 (措置の分類の修正理由) 提案内容は現行の規定により実現可能なものであり、貴室が当初の分類を変更した理由が、明らかではないため。なお、特区において対応しないのは、市町村の農地取得に関する措置については、その取得後の利用内容に応じて、全国的な措置が既に講じられているためである。 | D - 1 | | 1354020 | 新潟県 | 中山間地域産業連携特区 | 地方公共団体(市町村)の農地取得の要件緩和 | |
| | 1000030 | 市町村が農地保有合理化事業に取り組むことにより、当該事業として、その保有する農地を農業者等に貸し付けることは可能である。また、この場合、市町村が作成する農用地利用集積計画により権利設定等を行えば、下限面積に満たない場合でも権利取得が可能である。 | 提案者からの提案は、市が農地を取得し、耕作を行いたいとするものであり当該提案をそのまま実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。また、「市町村が農地保有合理化事業に取り組むことにより可能」とあるが、他にも当該事業によらず市町村が直接農地を取得し、貸付等を行いたいとする提案が多く、提案を踏まえ、特区において実現できないか具体的に検討し、回答されたい。 | 現行制度により全国的に実現できる提案内容については、当該制度に取り組むことができない合理的な理由等が認められない限り、特区として措置する意義は認められない。このため、既に農地保有合理化事業に取り組むことにより農地取得に係る特例が受けられる市町村について、これと内容や目的が同様である事業を実施するために、更に別の特例措置を講ずることには応じられない。 | C - 1 | | 遊休農地の解消や農地の保全という目的には、取得した農地の用途に関する内容が全く含まれていないため、取得後に適正に耕作の事業に供されることとなるかかどうかを判断することができない。したがって、このような農地の取得目的として不十分な事由により農地取得を認めることは適当ではないと考える。 また、既に遊休農地の解消等に資する農地保有合理化事業に取り組むことにより農地取得に係る特例が受けられる市町村については、同事業と内容等が同様である事業を行うために更に新たな特例措置を講ずることは意義に乏しく、応じられない。 なお、「公用・公共用」の解釈については、農地法施行令の規定に固有の定義というわけではなく、一般に地方公共団体が不動産その他の財産を取得する場合と同様であるため、改めて国がその解釈について通知を発出する必要はないものと考えている。 (措置の分類の修正理由) 提案内容は現行の規定により実現可能なものであり、貴室が当初の分類を変更した理由が、明らかではないため。なお、特区において対応しないのは、市町村の農地取得に関する措置については、その取得後の利用内容に応じて、全国的な措置が既に講じられているためである。 | D - 1 | | | 1154010 | 更埴市 | あんずの里活性化特区 | 農地取得に関する規制の緩和・撤廃 |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの再検討要請に対する回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|------|---------|---|--|---|-------|-------|---|--|-------------|-------------|---------|--------|---------------|-----------------------------------|
| | 1000160 | 市町村が農地保有合理化事業に取り組むことにより、当該事業として、その保有する農地を長期にわたって新規就農者等に貸し付けることは可能である。 | 「市町村が農地保有合理化事業に取り組むことにより可能」とのことだが、提案の内容は農地保有合理化法人となることなく、農地を取得し新規就農者に対して貸し付けるというものであるため、これについて、具体的に検討し、回答されたい。 | 現行制度により全国的に実現できる提案内容については、当該制度に取り組むことができない合理的な理由等が認められない限り、特区として措置する意義は認められない。 このため、既に農地保有合理化事業に取り組むことにより農地取得に係る特例が受けられる市町村について、これと内容や目的が同様である事業を実施するために、更に別の特例措置を講ずることには応じられない。 | | | | 遊休農地の解消や農地の保全という目的には、取得した農地の用途に関する内容が全く含まれていないため、取得後に適正に耕作の事業に供されることとなるかどうかを判断することができない。したがって、このような農地の取得目的として不十分な事由により農地取得を認めることは適当ではないと考える。 また、既に遊休農地の解消等に資する農地保有合理化事業に取り組むことにより農地取得に係る特例が受けられる市町村については、同事業と内容等が同様である事業を行うために更に新たな特例措置を講ずることは意義に乏しく、応じられない。 なお、「公用・公共用」の解釈については、農地法施行令の規定に固有の定義というわけではなく、一般に地方公共団体が不動産その他の財産を取得する場合と同様であるため、改めて国がその解釈について通知を発出する必要はないものと考えている。 (措置の分類の修正理由) 提案内容は現行の規定により実現可能なものであり、貴室が当初の分類を変更した理由が、明らかではないため。なお、特区において対応しないのは、市町村の農地取得に関する措置については、その取得後の利用内容に応じて、全国的な措置が既に講じられているためである。 | D - 1 | | 1057030 | 北海道 | 農村再生特区 | 地方公共団体(市町村)の農地取得の要件緩和 |
| | 1000180 | 市民農園の開設については特定農地貸付け法により、実習農園及び農地の仲介事業については、農地保有合理化法人として、それぞれ市町村が農地の権利を取得することが可能である。 | 提案内容は農地保有合理化法人となることなく、遊休農地の解消及びの農地の保全を目的に農地を取得するというものであるため、これについて、具体的に検討し、回答されたい。 | 現行制度により全国的に実現できる提案内容については、当該制度に取り組むことができない合理的な理由等が認められない限り、特区として措置する意義は認められない。 このため、既に農地保有合理化事業に取り組むことにより農地取得に係る特例が受けられる市町村について、これと内容や目的が同様である事業を実施するために、更に別の特例措置を講ずることには応じられない。 | | | | 遊休農地の解消や農地の保全という目的には、取得した農地の用途に関する内容が全く含まれていないため、取得後に適正に耕作の事業に供されることとなるかどうかを判断することができない。したがって、このような農地の取得目的として不十分な事由により農地取得を認めることは適当ではないと考える。 また、既に遊休農地の解消等に資する農地保有合理化事業に取り組むことにより農地取得に係る特例が受けられる市町村については、同事業と内容等が同様である事業を行うために更に新たな特例措置を講ずることは意義に乏しく、応じられない。 なお、「公用・公共用」の解釈については、農地法施行令の規定に固有の定義というわけではなく、一般に地方公共団体が不動産その他の財産を取得する場合と同様であるため、改めて国がその解釈について通知を発出する必要はないものと考えている。 (措置の分類の修正理由) 提案内容は現行の規定により実現可能なものであり、貴室が当初の分類を変更した理由が、明らかではないため。なお、特区において対応しないのは、市町村の農地取得に関する措置については、その取得後の利用内容に応じて、全国的な措置が既に講じられているためである。 | D - 1 | | 1172010 | 愛知県豊田市 | 営農支援特区 | 地方公共団体(市町村)の農地取得(農地に係る権利の取得)の要件緩和 |
| | 1001180 | 市町村が農地保有合理化事業に取り組むことにより、当該事業として遊休農地等を保有して意欲のある農業者等へ貸付けを行うことが可能である。 | 提案内容は、市町村が農地保有合理化法人となることなく、市町村が環境保全の観点から農地を取得するものであり、これについて、具体的に検討し、回答されたい。 | 現行制度により全国的に実現できる提案内容については、当該制度に取り組むことができない合理的な理由等が認められない限り、特区として措置する意義は認められない。 このため、既に農地保有合理化事業に取り組むことにより農地取得に係る特例が受けられる市町村について、これと内容や目的が同様である事業を実施するために、更に別の特例措置を講ずることには応じられない。 | | | | 遊休農地の解消や農地の保全という目的には、取得した農地の用途に関する内容が全く含まれていないため、取得後に適正に耕作の事業に供されることとなるかどうかを判断することができない。したがって、このような農地の取得目的として不十分な事由により農地取得を認めることは適当ではないと考える。 また、既に遊休農地の解消等に資する農地保有合理化事業に取り組むことにより農地取得に係る特例が受けられる市町村については、同事業と内容等が同様である事業を行うために更に新たな特例措置を講ずることは意義に乏しく、応じられない。 なお、「公用・公共用」の解釈については、農地法施行令の規定に固有の定義というわけではなく、一般に地方公共団体が不動産その他の財産を取得する場合と同様であるため、改めて国がその解釈について通知を発出する必要はないものと考えている。 (措置の分類の修正理由) 提案内容は現行の規定により実現可能なものであり、貴室が当初の分類を変更した理由が、明らかではないため。なお、特区において対応しないのは、市町村の農地取得に関する措置については、その取得後の利用内容に応じて、全国的な措置が既に講じられているためである。 | D - 1 | | 1164040 | 白川村 | 白川郷文化・環境・教育特区 | 遊休農地の自治体の買い上げとその貸し付けを認める。 |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの再検討要請に対する回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|------------------------|---------|--|--|--|----------------|-------|---|--------------------|-------------|-------------|----------------------------|------------|---------------------------------------|--|
| 地方公共団体(市町村)の農地取得の許可不要化 | 1000210 | 市町村による農地の取得であっても、当該目的が公用・公共用のものであるか、取得規模が適正であるか等を審査する必要があり、農地法の許可手続は必要である。 なお、農地法の許可手続を経れば、市町村が公用・公共用として農地の権利を取得することができ、現行でも提案内容は実現可能である。 | 市町村が公用・公共用と認める場合には、許可手続を不要とできないか、具体的に検討し回答されたい。 | 市町村による公用・公共用の農地の権利取得は、すべての市町村に共通する取得事由であり、特定の区域、すなわち特定の市町村にのみ許可不要とすることとなる特区による対応は困難である。 また、取得目的が公用・公共用であること、農地が適正に耕作の用に供されるかどうかとは別の観点であり、農地法の許可等を行っていない市町村については、必ずしも農地法の趣旨に沿った判断が行われるとは言い得ないため、市町村自らが公用・公共用と認めることをもって、許可手続を不要とすることは認めがたい。 | C - 1 | | | | | | 1339010 | 静岡県 韮山町 | 遊休農地 地利活用 推進特区 | 市町村が農地を 借り受け又は権利 取得できる |
| | 1000190 | 市町村による農地取得であっても、その取得目的を審査する必要があり、農地法第3条の許可を受ける必要がある。 なお、特定農地貸付けを行う場合の市町村の農地の権利取得及び農園の貸付けについては現行でも農地法3条の許可は不要となっている。 | 提案の内容は、農地を取得し、定年帰農者等に対して小規模な農地を売り渡す際の3条許可を許可不要とするものであり、これについて、具体的に検討し、回答されたい。 | 提案内容には、地方公共団体等が「ひょうご型だーち」の整備に供するため所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第3条第1項の規定は適用しない」と記述されており、定年帰農者等に対する小規模な農地の売渡しについては、「許可不要」ではなく許可要件の緩和として提案されているものと認識している。 なお、市町村の農地取得を許可不要とすることについては、前回の回答のとおりである。 | ④-1 (C - 1) | | (措置の分類の修正理由) 提案内容は現行の規定により実現可能なものであり、貴室が当初の分類を変更した理由が、明らかではないため。 | D - 1 | | 1221040 | 兵庫県 淡路町、 北淡町、 東浦町 | 自然産 業特区 | 農地の権利移動 に係る許可不要 となる事由の範 囲の拡大 | |
| 農業協同組合に対する農地所有制限の緩和 | 1000040 | 農業協同組合は、農業協同組合法上、組合員からの委託を受けて行う場合以外は、農業経営を行うことが認められていないことから、組合自ら農業経営を行うことを前提とした農地の権利取得を認めることはできない。 | 提案内容を踏まえ、具体的に検討されたい。 | 前回お答えしたとおり、農業協同組合は、農業協同組合法上、組合員からの委託を受けて行う場合以外は、農業経営を行うことが認められていないことから、組合自ら農業経営を行うことを前提とした農地の権利取得を認めることはできない。 | C - 1 | | | | | | 1013030 | 群馬県 | アグリ ピア特 区 | 農業協同組合に 対する農地所有 制限の緩和 |
| | 1000260 | 農業に取り組もうとする者が農地の権利を取得するための下限面積要件の緩和について、農地の適切な利用に関する弊害防止措置を講じた上でどのような対応が可能かについて、農山村地域の新たな土地利用の枠組みの構築の検討と併せて検討する(平成14年度中に検討)。 なお、市町村が担い手育成等のため作成する農用地利用集積計画(農業経営基盤強化促進法)による権利移動の場合には、下限面積は適用されないこととなっており、下限面積未満の農地取得が可能。 | 下限面積要件の緩和については、様々な自治体から様々な要望が出されているところであり、これらについて、対象となる地域、引下げ後の下限面積等について、具体的に検討し、回答されたい。 | | | | | | | | 1156010 | 会津若 松市 | 会津若 松市新 規就農 支援特 区 | 農業に取り組もう とする個人が小 規模な農地を取 得できるよう、農 地の権利移動後 の合計面積の緩和 |
| | 1000270 | 農業に取り組もうとする者が農地の権利を取得するための下限面積要件の緩和について、農地の適切な利用に関する弊害防止措置を講じた上でどのような対応が可能かについて、農山村地域の新たな土地利用の枠組みの構築の検討と併せて検討する(平成14年度中に検討)。 なお、市町村が担い手育成等のため作成する農用地利用集積計画(農業経営基盤強化促進法)による権利移動の場合には、下限面積は適用されないこととなっており、下限面積未満の農地取得が可能。 | 下限面積要件の緩和については、様々な自治体から様々な要望が出されているところであり、これらについて、対象となる地域、引下げ後の下限面積等について、具体的に検討し、回答されたい。 | | | | | | | | 1172020 | 愛知県 豊田市 | 営農支 援特区 | 農業に取り組もう とする個人または 法人が小規模な 農地を取得(農地 に係る権利の取 得)できるよう、農 地権利移動後の 合計面積要件の 緩和(下限面積 制限の緩和) |
| | 1000280 | 農業に取り組もうとする者が農地の権利を取得するための下限面積要件の緩和について、農地の適切な利用に関する弊害防止措置を講じた上でどのような対応が可能かについて、農山村地域の新たな土地利用の枠組みの構築の検討と併せて検討する(平成14年度中に検討)。 なお、市町村が担い手育成等のため作成する農用地利用集積計画(農業経営基盤強化促進法)による権利移動の場合には、下限面積は適用されないこととなっており、下限面積未満の農地取得が可能。 | 下限面積要件の緩和については、様々な自治体から様々な要望が出されているところであり、これらについて、対象となる地域、引下げ後の下限面積等について、具体的に検討し、回答されたい。 | | | | | | | | 1342010 | 塩尻市 | 新規就 農者定 住促進 特区 | 農業に取り組もう とする個人等が 小規模な農地を 取得できるよう 緩和する |
| | 1000290 | 農業に取り組もうとする者が農地の権利を取得するための下限面積要件の緩和について、農地の適切な利用に関する弊害防止措置を講じた上でどのような対応が可能かについて、農山村地域の新たな土地利用の枠組みの構築の検討と併せて検討する(平成14年度中に検討)。 なお、市町村が担い手育成等のため作成する農用地利用集積計画(農業経営基盤強化促進法)による権利移動の場合には、下限面積は適用されないこととなっており、下限面積未満の農地取得が可能。 | 下限面積要件の緩和については、様々な自治体から様々な要望が出されているところであり、これらについて、対象となる地域、引下げ後の下限面積等について、具体的に検討し、回答されたい。 | | | | | | | | 1172030 | 愛知県 豊田市 | 営農支 援特区 | 農業に取り組もう とする個人または 法人が小規模な 農地を取得(農地 に係る権利の取 得)できるよう、農 地権利移動後の 合計面積要件の 緩和(下限面積 制限の緩和) |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の 分類 | 措置の 内容 | 各省庁からの再検討要請に対する回答に対する 構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の 分類」の 見直し | 「措置の 内容」の 見直し | 提案事項 コード | 提案主 体名 | 特区構 想名 | 規制の特例事項 (事項名) |
|------|---------|---|---|---|--|-----------|---|--------------------|---------------------|---------------------|-------------|-------------------|---|---|
| | 1000370 | 農業に取り組もうとする者が農地の権利を取得するための下限面積要件の緩和について、農地の適切な利用に関する弊害防止措置を講じた上でどのような対応が可能かについて、農山村地域の新たな土地利用の枠組みの構築の検討と併せて検討する(平成14年度中に検討)。 なお、下限面積等の許可基準を満たさないからといって、農地法の第3条の許可そのものを不要とすることは、耕作しない者の農地取得等を排除することができなくなり、農地の適正なかつ効率的な利用が確保できなくなることから認められない。 | 下限面積要件の緩和については、様々な自治体から様々な要望が出されているところであり、これらについて全国一律でなく、導入すべきと考えられるが、これについて、対象となる地域、引下げ後の下限面積等について、具体的に検討し、回答されたい。 | | | | | | | | 1417020 | 掛川市 | 旧リ ゾート 施設用 地活用 特区 | 特区内における 農地法第3条許 可の適用除外 |
| | 1000420 | 都市住民等が農地に関する権利を取得するための下限面積要件の緩和について農地の適切な利用に関する弊害防止策を講じた上でどのような対応が可能かについて、農山村地域の新たな土地利用の枠組みの構築の検討と併せて検討する(平成14年度中に検討)。 | 下限面積要件の緩和については、様々な自治体から様々な要望が出されているところであり、これらについて全国一律でなく、導入すべきと考えられるが、これについて、対象となる地域、引下げ後の下限面積等について、具体的に検討し、回答されたい。 | | | | | | | | 1006010 | 深川市 | 農村生 活推進 特区 | 農業に取り組もうと する個人又は法 人が小規模な農 地を取得できるよ う、農地の権利移 動後の合計面積 要件(都府県は5 0アール、道は2 ヘクタール以上) の緩和 |
| | 1000420 | 都市住民等が農地に関する権利を取得するための下限面積要件の緩和について農地の適切な利用に関する弊害防止策を講じた上でどのような対応が可能かについて、農山村地域の新たな土地利用の枠組みの構築の検討と併せて検討する(平成14年度中に検討)。 | 下限面積要件の緩和については、様々な自治体から様々な要望が出されているところであり、これらについて全国一律でなく、導入すべきと考えられるが、これについて、対象となる地域、引下げ後の下限面積等について、具体的に検討し、回答されたい。 | | | | | | | | 1057040 | 北海道 | 農村再 生特区 | 農業に取り組もう とする個人または 法人小規模な農 地を取得できるよ う、農地の権利移 動後の合計面積 要件の緩和 |
| | 1000420 | 都市住民等が農地に関する権利を取得するための下限面積要件の緩和について農地の適切な利用に関する弊害防止策を講じた上でどのような対応が可能かについて、農山村地域の新たな土地利用の枠組みの構築の検討と併せて検討する(平成14年度中に検討)。 | 下限面積要件の緩和については、様々な自治体から様々な要望が出されているところであり、これらについて全国一律でなく、導入すべきと考えられるが、これについて、対象となる地域、引下げ後の下限面積等について、具体的に検討し、回答されたい。 | 農業に取り組もうとする者が農地に関する権利を取得するための下限面積要件の緩和については、対象となる地域や引き下げ後の下限面積について、農地の適切な利用に関する弊害防止策を講じた上でどのような対応が可能かについて、農山村地域の新たな土地利用の枠組み構築と併せて検討しているところ。 | (回答) 農業に取り組もうとする者が農地に関する権利を取得するための下限面積要件の緩和については、担い手不足、農地の遊休化が深刻で、農地の保全、有効利用を図ることが必要な地域において地域の農地利用に支障が生じないよう設定される構造改革特別区域において、農地の権利取得に際する下限面積要件を10アール以上でより地域の実情に応じて設定できるようにする。 なお、野菜、花卉等の栽培を行う施設園芸等集約的な経営が行われる場合や市町村が担い手育成等のために作成する農用地利用集積計画による権利移動の場合には、50アールの下限面積要件は適用されないこととなり、提案内容についてはこれら現行制度でも対応可能である。 | | | | | 1089010 | 鴨川市 | 鴨川市 棚田農 業特区 | 非農家が、小規 模な農地を利用 ・ 取得できるよう 面積要件の緩和 | |
| | 1000420 | 都市住民等が農地に関する権利を取得するための下限面積要件の緩和について農地の適切な利用に関する弊害防止策を講じた上でどのような対応が可能かについて、農山村地域の新たな土地利用の枠組みの構築の検討と併せて検討する(平成14年度中に検討)。 | 下限面積要件の緩和については、様々な自治体から様々な要望が出されているところであり、これらについて全国一律でなく、導入すべきと考えられるが、これについて、対象となる地域、引下げ後の下限面積等について、具体的に検討し、回答されたい。 | | | | | | | | 1097040 | 石川県 | 干拓地 農業活 性化特 区 | 農地取得の下限 面積の緩和 |
| | 1000420 | 都市住民等が農地に関する権利を取得するための下限面積要件の緩和について農地の適切な利用に関する弊害防止策を講じた上でどのような対応が可能かについて、農山村地域の新たな土地利用の枠組みの構築の検討と併せて検討する(平成14年度中に検討)。 | 下限面積要件の緩和については、様々な自治体から様々な要望が出されているところであり、これらについて全国一律でなく、導入すべきと考えられるが、これについて、対象となる地域、引下げ後の下限面積等について、具体的に検討し、回答されたい。 | | | | | | | | 1182030 | 青森県 | 津軽・ 生命科 学活用 食料特 区 | 農業に取り組もう とする個人または 法人が小規模な 農地を取得でき るよう、農地の権 利移動後の合計 面積要件(都府 県50アール、道 は2ヘクタール以 上)の撤廃 |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの再検討要請に対する回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|--|---------|--|---|-------------------|-------|-------|---|--------------------|-------------|-------------|---------|-----------------|---------------|--|
| 農地の権利移動後の合計面積要件(都府県は50アール、道は2ヘクタール以上)の緩和 | 1000430 | 都市住民等が農地に関する権利を取得するための下限面積要件の緩和について農地の適切な利用に関する弊害防止策を講じた上でどのような対応が可能かについて、農山村地域の新たな土地利用の枠組みの構築の検討と併せて検討する(平成14年度中に検討)。 | 下限面積要件の緩和については、様々な自治体から様々な要望が出されているところであり、これらについて全国一律でなく、導入すべきと考えられるが、これについて、対象となる地域、引下げ後の下限面積等について、具体的に検討し、回答されたい。 | | | | | | | | 1185010 | 山辺町 | 農ある暮らし特区 | 農地法(第3条、第4条、第5条)、農業振興地域の整備に関する法律要件(第13条、第17条)の緩和 |
| | 1000460 | 都市住民等が農地に関する権利を取得するための下限面積要件の緩和について農地の適切な利用に関する弊害防止策を講じた上でどのような対応が可能かについて、農山村地域の新たな土地利用の枠組みの構築の検討と併せて検討する(平成14年度中に検討)。 | 下限面積要件の緩和については、様々な自治体から様々な要望が出されているところであり、これらについて全国一律でなく、導入すべきと考えられるが、これについて、対象となる地域、引下げ後の下限面積等について、具体的に検討し、回答されたい。 | | | | | | | | 1221030 | 兵庫県、淡路町、北淡町、東浦町 | 自然産業特区 | 農業に取り組もうとする個人または法人が小規模な農地を取得できるよう、農地の権利移動後の合計面積要件などの緩和 |
| | 1000860 | 都市住民等が農地に関する権利を取得するための下限面積要件の緩和について農地の適切な利用に関する弊害防止策を講じた上でどのような対応が可能かについて、農山村地域の新たな土地利用の枠組みの構築の検討と併せて検討する(平成14年度中に検討)。 | 下限面積要件の緩和については、様々な自治体から様々な要望が出されているところであり、これらについて全国一律でなく、導入すべきと考えられるが、これについて、対象となる地域、引下げ後の下限面積等について、具体的に検討し、回答されたい。 | | B-1-A | | | | | | 1393010 | 山梨市 | アグリカルチャー-振興特区 | 農地法の規制の緩和、農業振興地域の整備に関する法律の規制の緩和、特定農地貸付法の規制の緩和、市民農園整備促進法の規制の緩和 |
| | 1001090 | 都市住民等が農地に関する権利を取得するための下限面積要件の緩和について農地の適切な利用に関する弊害防止策を講じた上でどのような対応が可能かについて、農山村地域の新たな土地利用の枠組みの構築の検討と併せて検討する(平成14年度中に検討)。 | 下限面積要件の緩和については、様々な自治体から様々な要望が出されているところであり、これらについて全国一律でなく、導入すべきと考えられるが、これについて、対象となる地域、引下げ後の下限面積等について、具体的に検討し、回答されたい。 | | | | | | | | 1002010 | 南幌町 | 農的暮らし推進特区 | 農業に取り組もうとする個人または法人が小規模な農地を取得できるよう、農地の権利移動後の合計面積要件(都府県は50アール、道は2ヘクタール以上)の緩和 |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの再検討要請に対する回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|------|---------|---|---|---|-------|-------|---|--------------------|-------------|-------------|---------|--------------|---------------------------|---|
| | 1000400 | c, d: 民間企業等が農業を行うための農地の権利取得については、必要な懸念払拭措置を講じた上で構造改革特別区域法で措置したところであり、この特区制度を活用されたい。 e: 農業に取り組もうとする者が農地の権利を取得するための下限面積要件の緩和について、農地の適切な利用に関する弊害防止措置を講じた上でどのような対応が可能かについて、農山村地域の新たな土地利用の枠組みの構築の検討と併せて検討する(平成14年度中に検討)。 なお、市町村が担い手育成等のため作成する農用地利用集積計画(農業経営基盤強化促進法)による権利移動の場合には、下限面積は適用されないこととなっており、下限面積未満の農地取得が可能。 f: 融資である以上、融資審査は必要不可欠(これ以上緩和のしようがない)。なお、制度資金については財政措置を講じており、構造改革特別区域内において特別措置を講じる対象(=規制)ではない。 | 下限面積要件の緩和については、様々な自治体から様々な要望が出されているところであり、これらについて全国一律でなく、導入すべきと考えられるが、これについて、対象となる地域、引下げ後の下限面積等について、具体的に検討し、回答されたい。 | | | | | | | | 2186010 | 社団法人農村資源開発協会 | 農村資源開発センター構想(農業先端技術集積特別区) | a. 農地転用許可不要施設範囲の拡大及び許可不要面積の引き上げ 農振除外に關しても、a同様、一定範囲まで不要とする c. 農業生産法人の事業・構成員・業務執行役員要件を緩和し、種苗・園芸資材・食品・流通企業等が農業参入しやすくなる d. 前記企業が農地を保有出来る様、農地の権利移動要件を緩和する e. 最低経営面積制限等各種取得制限の緩和により新規参入を容易にする f. 認定農業者の農業融資制度の審査基準緩和 g. 事業上の利用制限の緩和 h. 農業用施設のための開発にかかわる場合の規制緩和 i. 農業用施設に拘る建築基準を緩和 |
| | 1000240 | 農業に取り組もうとする者が農地の権利を取得するための下限面積要件の緩和について、農地の適切な利用に関する弊害防止措置を講じた上でどのような対応が可能かについて、農山村地域の新たな土地利用の枠組みの構築の検討と併せて検討する(平成14年度中に検討)。なお、野菜、花卉等の栽培を行う施設園芸は、農地法施行令第1条の6第2項第1号の集約的な経営が行われるものに該当し、この場合、50アールの下限面積要件は適用されない。(B) また、市町村が作成する農用地利用集積計画により権利設定等を行えば、下限面積に満たない場合でも権利取得が可能である。(D-1) | 下限面積要件の緩和については、様々な自治体から様々な要望が出されているところであり、これらについて全国一律でなく、導入すべきと考えられるが、これについて、対象となる地域、引下げ後の下限面積等について、具体的に検討し、回答されたい。 | (回答) 農業に取り組もうとする者が農地に関する権利を取得するための下限面積要件の緩和については、担い手不足、農地の遊休化が深刻で、農地の保全、有効利用を図ることが必要な地域において地域の農地利用に支障が生じないよう設定される構造改革特別区域において、農地の権利取得に際する下限面積要件を10アール以上でより地域の実情に応じて設定できるようにする。 なお、野菜、花卉等の栽培を行う施設園芸等集約的な経営が行われる場合や市町村が担い手育成等のために作成する農用地利用集積計画による権利移動の場合には、50アールの下限面積要件は適用されないこととなっており、提案内容についてはこれら現行制度でも対応可能である。 | | | | | | | 1108010 | 産山村 | ハウス営農特区 | 農業に取り組もうとする個人または法人が小規模な農地を取得できるよう、農地の権利移動後の合計面積要件(都府県は50アール、道は2ヘクタール以上)の緩和 |
| | 1000250 | 農業に取り組もうとする者が農地の権利を取得するための下限面積要件の緩和について、農地の適切な利用に関する弊害防止措置を講じた上でどのような対応が可能かについて、農山村地域の新たな土地利用の枠組みの構築の検討と併せて検討する(平成14年度中に検討)。 なお、市町村が担い手育成等のため作成する農用地利用集積計画(農業経営基盤強化促進法)による権利移動の場合には、下限面積は適用されないこととなっており、下限面積未満の農地取得(交換)が可能。 | 下限面積要件の緩和については、様々な自治体から様々な要望が出されているところであり、これらについて全国一律でなく、導入すべきと考えられるが、これについて、対象となる地域、引下げ後の下限面積等について、具体的に検討し、回答されたい。 | | | | | | | | 1133010 | 柳井市 | 農業経営合理化特区 | 農地の権利移動(交換)の規制緩和 |
| | 1000310 | 農業に取り組もうとする者が農地の権利を取得するための下限面積要件の緩和について、農地の適切な利用に関する弊害防止措置を講じた上でどのような対応が可能かについて、農山村地域の新たな土地利用の枠組みの構築の検討と併せて検討する(平成14年度中に検討)。 なお、市町村が担い手育成等のため作成する農用地利用集積計画(農業経営基盤強化促進法)による権利移動の場合には、下限面積は適用されないこととなっており、下限面積未満の農地取得(交換)が可能。 | 下限面積要件の緩和については、様々な自治体から様々な要望が出されているところであり、これらについて全国一律でなく、導入すべきと考えられるが、これについて、対象となる地域、引下げ後の下限面積等について、具体的に検討し、回答されたい。 | (回答) 農業に取り組もうとする者が農地に関する権利を取得するための下限面積要件の緩和については、担い手不足、農地の遊休化が深刻で、農地の保全、有効利用を図ることが必要な地域において地域の農地利用に支障が生じないよう設定される構造改革特別区域において、農地の権利取得に際する下限面積要件を10アール以上でより地域の実情に応じて設定できるようにする。 | | | | | | | 1112010 | 田尻町農政商工課 | 農地制度における交換耕作の活用権設定規制緩和特区 | 転作集団化等にもなう土地利用効率化を図るための、交換耕作の利用権設定規制緩和並びに申請の簡略化 |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの再検討要請に対する回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|-----------------------------------|---------|--|--|--|---|-------|--|--------------------|-------------|-------------|---------|-----------|--------------------------------|---|
| | 1000340 | 農業に取り組もうとする者が農地の権利を取得するための下限面積要件の緩和について、農地の適切な利用に関する弊害防止措置を講じた上でどのような対応が可能かについて、農山村地域の新たな土地利用の枠組みの構築の検討と併せて検討する(平成14年度中に検討)。 なお、市町村が担い手育成等のため作成する農用地利用集積計画(農業経営基盤強化促進法)による権利移動の場合には、下限面積は適用されないこととなっており、下限面積未満の農地取得(交換)が可能。 | 下限面積要件の緩和については、様々な自治体から様々な要望が出されているところであり、これらについて全国一律でなく、導入すべきと考えられるが、これについて、対象となる地域、引下げ後の下限面積等について、具体的に検討し、回答されたい。 | なお、市町村が担い手育成等のため作成する農用地利用集積計画による権利移動の場合には、下限面積は適用されないこととなっており、農用地の集団化を図るための下限面積未満の農地の交換は現行でも可能である。 | | | | | | | 1375020 | 千葉県 柏市 | 都市型 農業活 性化促 進特区 | 農地集団化に 関する権利移動 の制限の緩和 |
| | 1000350 | 農業に取り組もうとする者が農地の権利を取得するための下限面積要件の緩和について、農地の適切な利用に関する弊害防止措置を講じた上でどのような対応が可能かについて、農山村地域の新たな土地利用の枠組みの構築の検討と併せて検討する(平成14年度中に検討)。 なお、市町村が担い手育成等のため作成する農用地利用集積計画(農業経営基盤強化促進法)による権利移動の場合には、下限面積は適用されないこととなっており、下限面積未満の農地取得が可能。 | 下限面積要件の緩和については、様々な自治体から様々な要望が出されているところであり、これらについて全国一律でなく、導入すべきと考えられるが、これについて、対象となる地域、引下げ後の下限面積等について、具体的に検討し、回答されたい。 また、提案者は、有機廃棄物を使用しようとする業者の農地取得であるが、これについても具体的検討し、回答されたい。 | 農業に取り組もうとする者が農地に関する権利を取得するための下限面積要件の緩和については、対象となる地域や引き下げ後の下限面積について、農地の適切な利用に関する弊害防止策を講じた上でどのような対応が可能かについて、農山村地域の新たな土地利用の枠組み構築と併せて検討しているところ。 また、有機廃棄物を使用する者に限って農地の権利取得要件を緩和することについては、有機廃棄物の使用と農地の権利取得との関係が希薄であり、特例措置を講じる必然性及び合理的な理由が認められないことから対応困難である。 | (回答) 農業に取り組もうとする者が農地に関する権利を取得するための下限面積要件の緩和については、担い手不足、農地の遊休化が深刻で、農地の保全、有効利用を図ることが必要な地域において地域の農地利用に支障が生じないよう設定される構造改革特別区域において、農地の権利取得に際する下限面積要件を10アール以上より地域の実情に応じて設定できるようにする。 なお、現行制度においても、野菜、花卉等の栽培を行う施設園芸等集約的な経営が行われる場合や市町村が担い手育成等のため作成する農用地利用集積計画による権利移動の場合には、原則50アール(北海道は2ヘクタール)の下限面積要件は適用されないことになっている。 | | | | | | 1426030 | 長野県 | エココ ミュニ ティ創 出特区 | 農地法の取得要 件の緩和 |
| 公共施設として農地を提供した場合の代替農地の取得の特例(下限面積) | 1000152 | 地域の特性に応じ、一定の地域に限って措置すべき性格のものではないことから、特区として措置すべき事項ではないと考える。このため、公共的な施設用地等として農地を提供した場合の代替地の取得については、今後どのような対応が可能か検討していきたい。 | 下限面積要件の緩和については、様々な自治体から様々な要望が出されているところであり、これらについて全国一律でなく、導入すべきと考えられるが、これについて、対象となる地域、引下げ後の下限面積等について、具体的に検討し、回答されたい。 | 公共的な施設用地等として農地を提供した場合の代替地の取得については、下限面積要件に係る他の提案とは趣旨が異なることから、これへの対応とは別に今後どのような対応が可能か検討していきたい。 | C-2 | | | | | | 1420030 | 掛川市 | ねむの 木・花 と緑の 福祉村 特区 | 福祉施設拡大に 係る代替農地取 得案件の緩和 (農地法) |
| 農業者以外の農地取得要件の緩和(法人取得、下限面積以外に係るもの) | 1000300 | 常時従事の要件は、原則年間150日以上となっているが、画一的な取扱いではなく、150日未満であっても必要な農作業に従事している限りは常時従事に当たる。自ら必要な農作業に常時従事しない者による農地の権利取得は、農地の有効利用どころか、取得した農地の粗放な利用や耕作放棄等を招き、農地が適正に耕作されなくなるおそれがあることから、認められない。 なお、都市住民等が趣味的な農業を行う場合には、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律により、農地法第3条の許可を受けずに市町村等から農地を借り受けることが可能であるので、この制度を活用されたい。 | | | | | | | | | 1097030 | 石川県 | 干拓地 農業活 性化特 区 | 趣味的農業で常 時従事者がいな い場合の農地取 得の許可 |
| | 1000320 | 常時従事の要件は、原則年間150日以上となっているが、画一的な取扱いではなく、150日未満であっても必要な農作業に従事している限りは常時従事に当たる。自ら必要な農作業に常時従事しない者や効率的な土地利用を行うと認められない者による農地の権利取得は、取得した農地の粗放な利用や耕作放棄等を招き、農地の適正かつ効率的な利用が確保されなくなるおそれがあることから、認められない。 | | | C-1 | | | | | | 1259010 | 帯広市 | 環境・資 源リサ イクル 振興特 区 | 農業者以外の者 の農地取得の容 認(法人取得、下 限面積以外に係 るもの) |
| | 1000330 | 都市住民等が趣味的な農業を行う場合には、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律により、農地法第3条の許可を受けずに市町村等から農地を借り受けることが可能であるので、この制度を活用されたい。 | 貴省の回答では、提案者からの提案の取得後の農地にすべてについての耕作、常時従事、効率的利用の要件によらない場合の農地の取得について、回答されていないと思われるので、具体的に検討し、回答されたい。 | 都市住民等による趣味的な農地の利用は、必ずしも農地の効率的な利用や生産性を求める必要がないことから、特定農地貸付けを行う場合には、農地法第3条第2項の規定による取得後の農地にすべてについての耕作、常時従事、効率的利用の要件は、いずれも適用除外とされているところである。 | D-4 (C-1) | | (措置の分類の修正理由) 提案内容は現行の規定により実現可能なものであり、貴省が当初の分類を変更した理由が、明らかではないため。なお、特区において対応しないのは、提案内容と同様の趣旨に基づき農地法の権利移動制限の規定を適用除外とする特例措置が全国的な制度として既に講じられているためである。 | D-1 | | | 1314020 | 熊本県 | 農村生 活体感 交流特 区 | 農業者以外の者 の農地取得の容 認(法人取得、下 限面積以外に係 るもの) |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの再検討要請に対する回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) | |
|--------------------|---------|---|--|---|-------|-------|---|--------------------|-------------|-------------|---------|---------|------------------|---------------------|------------------|
| 農地転用許可要件の緩和(優良農地等) | 1000490 | 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に位置づけられた雪氷冷熱エネルギー等活用施設については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性が認められる場合には、優良農地であっても転用を許可できることとしており、提案の趣旨を実現できる。 | 提案内容は、農地法施行令第1条の10の改正を求めたものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。 | 農地法施行令第1条の10に基づき市町村が地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画として雪氷冷熱エネルギー等活用施設を位置付けた場合は、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性が認められる場合には、優良農地であっても転用を許可できることとしており、提案の趣旨を実現できる。 | | | | | | | 1008020 | 沼田町 | 雪氷冷熱エネルギー等活用推進特区 | 農地法に定める農地転用許可要件の緩和 | |
| | 1000540 | 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に位置づけられた廃棄物施設・リサイクル関連施設については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性が認められる場合には、優良農地であっても転用を許可できることとしており、提案の趣旨を実現できる。 | 提案内容は、農地法施行令及び施行規則において、地方公共団体が計画し廃棄物・リサイクル関連施設の誘導集積を行う場合には、民間が起業者となる施設であっても、許可ができるように求めるものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。 | 農地法施行令第1条の10に基づき市町村が地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画として民間が起業者となる廃棄物施設・リサイクル関連施設を位置付けた場合は、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性が認められる場合には、優良農地であっても転用を許可できることとしており、提案の趣旨を実現できる。 | | | | | | | 1259020 | 帯広市 | 環境・資源リサイクル振興特区 | 農地転用許可要件の緩和 | |
| | 1000550 | 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に位置づけられた加工施設、実験施設、体験施設については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性が認められる場合には、優良農地であっても転用を許可できることとしており、提案の趣旨を実現できる。 | 提案内容は、農地法施行令及び施行規則において、市が介入し、農地の利用について協定を締結した上で、民間企業が設置する加工施設、実験施設等で、民間企業が設置する加工施設、実験施設等について具体的に検討し回答されたい。 | 農地法施行令第1条10に基づき市町村が地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画として民間企業が設置する加工施設、実験施設、体験施設を位置付けた場合は、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性が認められる場合には、優良農地であっても転用を許可できることとしており、提案の趣旨を実現できる。 | | | | | | | | 1276020 | 秦野市 | 民間企業による「秦野ふるさと村」の創出 | 農地転用の許可要件の緩和 |
| | 1000580 | 都市と農村の交流に資する施設については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性が認められる場合には、優良農地であっても転用を許可できることとしており、提案の趣旨を実現できる。 | 提案内容は、フィルムロケに係る仮設建築物に係る農地転用許可の緩和であり、貴省の回答は、これに答えていないと思われるので、具体的に検討し回答されたい。 | フィルムロケに係る仮設建築物の設置等都市と農村の交流に資する施設については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性が認められる場合には、優良農地であっても転用を許可できることとしており、提案の趣旨を実現できる。 | D - 1 | | | | | | | 1397020 | 小田原市 | フィルムコミッション特区 | ロケ用仮設建築物の建築規制緩和 |
| | 1000610 | 地域の活性化に資する施設として地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に位置づけられた施設については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性が認められる場合には、優良農地であっても転用を許可できることとしており、提案の趣旨を実現できる。 | 提案内容は、一次産業による農地の自己転用については、許可を不要とするものであり、これについて具体的に検討し、回答されたい。 | 地域の活性化に資する施設として地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に位置づけられた施設については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性を確認する必要がある。これが認められる場合には、優良農地であっても転用を許可できることとしており、提案の趣旨を実現できる。 | | | | | | | | 2077010 | 行政法務共同組合 | 遊休農地の有効転換利用による村起こし | 農地の転用に関する許可要件の緩和 |
| | 1000630 | 都市と農村の交流に資する施設については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性が認められる場合には、農用地区域からの除外後において優良農地であっても転用を許可できることとしており、提案の趣旨を実現できる。 | 提案内容は、「農振、農用地に厚生労働省所管(社会福祉法人)の施設を整備することが可能となる措置を希望、というものであり、これについて、具体的に検討し回答されたい。 | 各種施設等の建築については、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じおそれがない等の要件を満たし、市町村が必要と認めた場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能である。また、その施設が市町村の定める地域の農業の振興に関する計画に定められており、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障がない等の要件を満たす場合には「農用地区域に含まれない土地」として扱うことが可能である。これらの方法により提案の趣旨は実現できる。 | | | | | | | | 2115020 | 株式会社アイデア・イメージ研究所 | 滞在型天龍峡シニア支援センター特区 | 農地法第4条の許可を可能とする |
| | 1000770 | 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に位置づけられた菓子工房、住宅等については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性が認められる場合には、優良農地であっても転用を許可できることとしており、提案の趣旨を実現できる。なお、都市再生特別措置法は、農村地域の整備を行うという性格を有していないことから、農地法施行令第1条の8第1項の地域整備法に含めることは困難。 | | | | | | | | | | 2055020 | エコ村ネットワーク | 小舟木エコ村特区 | 農地転用の緩和 |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の 分類 | 措置の 内容 | 各省庁からの再検討要請に対する回答に対する 構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の 分類」の 見直し | 「措置の 内容」の 見直し | 提案事項 コード | 提案主 体名 | 特区構 想名 | 規制の特例事項 (事項名) |
|----------------------------------|---------|---|--|---|------------|-----------|---|--|---------------------|---------------------|-------------|-----------|----------------------|--|
| 農地転用に係る届 出制となる事由の 範囲の拡大 | 1000520 | 鉄道の駅周辺については、第2種・第3種農地として原則転用を認めており、提案の趣旨は実現できる。なお、届出にすることについては、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性を確認する必要があることから困難。 | | | D-1 C-1 | | | 都市的土地需要を踏まえて、鉄道駅の周辺に住宅・商業施設等を整備する計画がある場合には、市街化区域に位置付けることによって、農業委員会への届出により転用が可能である。 | D-1 | | 1214010 | 岡山県 | 鉄道駅を核としたまちづくり特区 | 農地の転用の許可制を届出制に変更 |
| | 1000530 | 鉄道の駅周辺については、第2種・第3種農地として原則転用を認めており、提案の趣旨は実現できる。なお、届出にすることについては、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性を確認する必要があることから困難。 | | | | | | 都市的土地需要を踏まえて、鉄道駅の周辺に住宅・商業施設等を整備する計画がある場合には、市街化区域に位置付けることによって、農業委員会への届出により転用が可能である。 | D-1 | | 1214020 | 岡山県 | 鉄道駅を核としたまちづくり特区 | 農地等の転用のための権利移動の許可制を届出制に変更 |
| 農産物加工施設 等に係る農地転用 許可要件の緩和 | 1000510 | 地域で生産される農畜産物の直売施設については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性が認められる場合には、優良農地であっても転用を許可できることとしており、提案の趣旨を実現できる。 | | | D-1 | | | | | | 1119020 | 菟浦町 | 農産物直売所設置特区 | 農地等に農産物の販売を目的とした施設の設置を容認 |
| | 1000560 | 農畜産物加工施設等地域の農業の振興に資する施設については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性が認められる場合には、優良農地であっても転用を許可できることとしており、提案の趣旨を実現できる。また、住宅の建設については、「優良田圃住宅の建設の促進に関する法律」に基づき住宅を建設する者が「優良田圃住宅建設計画を市町村に申請し、市町村が都道府県知事と協議の上、これを認定した場合には、優良な農地であっても転用が可能。 | | | | | | | | | 1341010 | 笠岡市 | 笠岡湾干拓地租飼料生産供給基地活性化特区 | 農業振興地域への廃棄物処理施設、健康福祉プラザ、農園付住宅の容認 |
| 水源涵養林を目的 とした農地取得 | 1000470 | 地方公共団体が行う涵養林造成事業は許可不要となっている。また、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に位置付けられた企業・個人などが行う涵養林造成事業については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除の妥当性が認められる場合には、優良農地であっても転用を許可できる。 | 提案内容は、シルビトラスト運動のための農地目的として取得することと思われるので、その場合について対応可能なのか回答されたい。 | シルビトラスト運動としての農地の取得であっても、農地法第3条第1項の許可要件を満たさない者にこれを認めることは、資産保有や投機を目的とした農地取得を排除できないこととなり、農地の適正かつ効率的な利用を確保することができなくなるおそれがあるため、認められない。 なお、提案の代替措置の内容に「農地取得後水源涵養林造成を速やかに行う」とあることから、権利取得時から植林のための農地転用として対応すべきものであると考える。 | D-1 | | | | | | 1166030 | 平良市 | 緑のダム特区 | 農業者以外の者の農地取得の容認 |
| 既存住宅の拡張を 目的とした農地転 用許可要件の緩和 | 1001100 | 既存施設である住宅の拡張(拡張に係る部分が既存の施設の面積を超えないもの。)を行う場合については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性が認められる場合には、優良農地であっても転用を許可できることとしており、提案の趣旨を実現できる。 | 自治体からの提案は、実現するものなのか、回答されたい。 | 前回の回答のとおり、提案の趣旨は実現できる。 | D-1 | | | | | | 1002020 | 南幌町 | 農的暮らし推進特区 | 農地転用許可要件の緩和 |
| 第2種農地に係る 農地転用許可要 件の緩和 | 1000440 | 第2種農地については、周辺の他の土地に立地が困難な場合等は転用を許可できることとしており、提案の趣旨を実現できる。 | | | D-1 | | | | | | 1185010 | 山辺町 | 農ある暮らし特区 | 農地法(第3条、第4条、第5条)、農業振興地域の整備に関する法律要件(第13条、第17条)の緩和 |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの再検討要請に対する回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 措置の分類の見直し | 措置の内容の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|------------------------|---------|--|--|--|----------------|-------|---|--|-----------|-----------|---------|-----------------|---------------------------|---|
| | 1000380 | 2アール以上の農業用施設や農業技術者養成施設等地域の農業の振興に資する施設については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性が認められる場合には、優良農地であっても転用を許可できることとしており、提案の趣旨を実現できる。なお、許可を不要とする範囲の拡大については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性を確認する必要があることから困難。 | 転用許可の不要となる農業用施設等について2アール未満とした理由いかん、特区として引き上げることができないか、具体的に検討し、回答されたい。 | 2アール未満の農業用施設への自己転用については、農業生産との関連性や転用に伴う周辺農地への影響が軽微であることを考慮して、許可を不要としている。2アール以上の農業用施設や農業技術者養成施設等地域の農業の振興に資する施設については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性を確認する必要がある。これが認められる場合には、優良農地であっても転用許可できることとしており、提案の趣旨を実現できる。 | | | | 2アール未満の農業用施設への自己転用については、農業生産との関連性や転用に伴う周辺農地への影響が軽微であることを考慮して、許可を不要としている。2アール以上の農業用施設や農業技術者養成施設等地域の農業の振興に資する施設については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性を確認する必要がある。これが認められる場合には、優良農地であっても転用許可できることとしており、提案の趣旨を実現できる。 | D - 1 | | 2186010 | 社団法人農村資源開発協会 | 農村資源開発センター構想(農業先端技術集積特別区) | d.農地転用許可不要施設範囲の拡大及び許可不要面積の引き上げ 農振除外に関しても、a同様、一定範囲まで不要とする c.農業生産法人の事業・構成員・業務執行役員要件を緩和し、種苗・園芸資材・食品・流通企業等が農業参入しやすくする d.前記企業が農地を保有できる様、農地の権利移動要件を緩和する e.最低経営面積制限等各種取得制限の緩和により新規参入を容易にする f.認定農業者の農業融資制度の審査基準緩和 g.事業上の利用制限の緩和 |
| 農地転用に係る許可不要となる事由の範囲の拡大 | 1000500 | 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に位置づけられた工業団地等の造成事業については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性が認められる場合には、優良農地であっても転用を許可できる。なお、工業団地等の造成事業を許可不要することについては、土地収用対象施設と同等の公共・公益性があるとは認められず、また、転用に伴う周辺農地への影響等を確認する必要があることから、困難である。 | 提案内容は、農地転用許可手続きに時間がかかるため、迅速な企業立地ができないことを理由とする農地転用許可の除外であり、これについて具体的に検討し回答されたい。 また、工業団地等の造成事業であっても、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に位置づけられるのか、 | 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に位置づけられた工業団地等の造成事業については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性を確認する必要がある。これが認められる場合には、優良農地であっても転用を許可できる。 | D - 1 C - 1 | | | 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に位置づけられた工業団地等の造成事業については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性を確認する必要がある。これが認められる場合には、優良農地であっても転用を許可できる。 | D - 1 | | 1085020 | 熊本県菊陽町 | 熊本半導体産業特区 | 農地法における転用のための権利移動の制限の緩和 |
| | 1000590 | 2アール以上の農業用施設や農作業休憩所等地域の農業の振興に資する施設については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性が認められる場合には、優良農地であっても転用を許可できることとしており、提案の趣旨を実現できる。なお、許可を不要とする範囲の拡大については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性を確認する必要があることから困難。 | 転用許可の不要となる農業用施設等について2アール未満とされている理由いかん、特区として引き上げることができないか、具体的に検討し、回答されたい。 | 2アール未満の農業用施設への自己転用については、農業生産との関連性や転用に伴う周辺農地への影響が軽微であることを考慮して、許可を不要としている。2アール以上の農業用施設や農作業休憩所等地域の農業の振興に資する施設については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性を確認する必要がある。これが認められる場合には、優良農地であっても転用許可できることとしており、提案の趣旨を実現できる。 | | | | 2アール未満の農業用施設への自己転用については、農業生産との関連性や転用に伴う周辺農地への影響が軽微であることを考慮して、許可を不要としている。2アール以上の農業用施設や農作業休憩所等地域の農業の振興に資する施設については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性を確認する必要がある。これが認められる場合には、優良農地であっても転用許可できることとしており、提案の趣旨を実現できる。 | D - 1 | | 1405080 | 掛川市 | スローライフビレッジ掛川特区構想 | 構造改革特別区域における農業用施設の建築について農地法等の規制を緩和する |
| | 1000620 | 農家自らが自己所有地において行う当該農家の農作物の育成又は養畜の事業のための農業用施設のうち、2アール未満のものについては、農地転用の許可を不要としている。また、2アール以上の農業用施設については、事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性が認められる場合には、優良農地であっても転用を許可できることとしており、提案の趣旨を実現できる。なお、2アール以上の農業用施設について許可を不要とすることについては、周辺農地への影響等を確認する必要があることから困難。 | 提案内容は、農地転用許可の簡素化であり、これについて、具体的に検討し、回答されたい。 | 農家自らが自己所有地において行う当該農家の農作物の育成又は養畜の事業のための農業用施設のうち、2アール未満のものについては、農地転用の許可を不要としている。また、2アール以上の農業用施設については、事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性を確認する必要がある。これが認められる場合には、優良農地であっても転用を許可できることとしており、提案の趣旨を実現できる。 なお、本提案は、農地転用許可の簡素化を要望するものではない。 | | | | 農家自らが自己所有地において行う当該農家の農作物の育成又は養畜の事業のための農業用施設のうち、2アール未満のものについては、農地転用の許可を不要としている。また、2アール以上の農業用施設については、事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性を確認する必要がある。これが認められる場合には、優良農地であっても転用を許可できることとしており、提案の趣旨を実現できる。 | D - 1 | | 2115010 | 株式会社アイデアイメージ研究所 | 滞在型天龍峡シニア支援センター特区 | 農地法第4条の許可を可能とする |
| | 1000640 | 2アール以上の農業用施設や農産物の加工・販売施設等地域の農業の振興に資する施設については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性が認められる場合には、優良農地であっても転用を許可できることとしており、提案の趣旨を実現できる。なお、許可を不要とする範囲の拡大については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性を確認する必要があることから困難。 | 北海道の再提案の理由として、農地転用許可を得るに当たっては手続きの煩雑さなどから時間と労力がかかり、農業者の取組意欲を阻害するものとなっている。また、提案の趣旨は、農家や農業生産法人が行う、農家レストランやファームインなどのアグリビジネスは、農業と密接な関係があり、新しい農業の形態として農家の所得向上、雇用の場の創出などを通じ、農業・農村の活性化が期待できるとされているが、貴省の回答では、これに対して回答していないと考えられるので、具体的に検討し、回答されたい。 また、農地転用許可の不要となる農業用施設等について2アール未満とされている理由いかん、特区として引き上げることができないか、具体的に検討し、回答されたい。 | 2アール未満の農業用施設への自己転用については、農業生産との関連性や転用に伴う周辺農地への影響が軽微であることを考慮して、許可を不要としている。2アール以上の農業用施設や農産物の加工・販売施設等地域の農業の振興に資する施設については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性を確認する必要がある。これが認められる場合には、優良農地であっても転用許可できることとしており、提案の趣旨を実現できる。 | | | | 2アール未満の農業用施設への自己転用については、農業生産との関連性や転用に伴う周辺農地への影響が軽微であることを考慮して、許可を不要としている。2アール以上の農業用施設や農産物の加工・販売施設等地域の農業の振興に資する施設については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性を確認する必要がある。これが認められる場合には、優良農地であっても転用許可できることとしており、提案の趣旨を実現できる。 | D - 1 | | 1057050 | 北海道 | 農村再生特区 | 農地転用に係る許可不要となる事由の範囲の拡大 |
| 農地転用許可権限の市町村への委譲 | 1001080 | 都道府県においては、個々の市町村の意向、事務処理体制等を考慮し、事務処理特例条例に基づいた市町村への権限委譲が可能である。また、市町村は、都道府県から委任を受けた権限を農業委員会に委任することも可能であり、提案の趣旨を実現できる。 | | | D - 1 | | | | | | 1001010 | 郷ノ浦町 | 離島農地特区 | 農地法第5条に定める一般専用住宅建設に伴う転用許可権を農業委員会へ |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの再検討要請に対する回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) | |
|-------------------|---|---|---|--|-------|-------|---|--------------------|-------------|-------------|---------|------------|----------------------|--|-----------------------------|
| 農振地域農用地区域の除外要件の緩和 | 1000450 | 住宅等の建築については、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たし、市町村が必要と認められた場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能であり、提案の趣旨を実現できる。 | | | | | | | | | 1185010 | 山辺町 | 農ある暮らし特区 | 農地法(第3条、第4条、第5条)、農業振興地域の整備に関する法律要件(第13条、第17条)の緩和 | |
| | 1000480 | 優良な住宅を計画的に整備する場合、「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」に基づき住宅を建設する者が優良田園住宅建設計画を市町村に申請し、市町村が都道府県知事と協議の上、これを認定した場合には、農用地区域に含まれない土地として住宅の建設が可能であり、提案の趣旨を実現できる。 | 提案内容は、農用地区域内に菜園付き住宅をのための農地取得に係る許可を不要とするものであるため、これについて、対応が可能なのか回答されたい。 | 要望は、「一区画10aないし15aで50年の定期借地権設定又は権利取得し、菜園付き住宅として整備する。」というものであり、転用目的での農地の権利取得に当たることから、前回お答えしたとおりである。 | | | | | | | 1340010 | 静岡県 韮山町 | 菜園付き住宅推進特 | 農振農用地を除外せず優良田園住宅を整備する。 | |
| | 1000570 | 廃棄物処理施設、健康福祉プラザ、農園付住宅の建築については、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たし、市町村が必要と認められた場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能であり、提案の趣旨を実現できる。 なお、これらの施設を農用地区域に設置できる農業用施設として追加することについては、農用地区域の性格を曖昧にして、土地利用区分の混乱をもたらす、また、農用地区域からの除外という方法があるにもかかわらず、あえて農用地区域に留めておく以上、農用地区域内であることに直接又は間接に起因するメリット措置(転用時の土地改良事業の補助金返還不要措置や税制上の措置(固定資産税、相続税評価等))を排除し得ないため、実質的には「規制の特例措置」に名を借りた新たな「従来型の財政措置」となるため、困難。 | 提案内容は、農業振興地域内へ家畜ふん尿等再利用施設や、高齢者・障害者健康福祉プラザの設置及び農園付住宅の造成ができるよう農地転用・農振地域からの除外の特例を設けるものであり、これについて具体的に検討し、回答されたい。 | 廃棄物処理施設、健康福祉プラザ、農園付住宅の建築については、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たし、市町村が必要と認められた場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能である。また、これらの施設が市町村の定める地域の農業の振興に関する計画に定められており、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障がない等の要件を満たす場合には「農用地区域に含まれない土地」として扱うことが可能である。これらの方法により提案の趣旨を実現できる。 | | | | | | | 1341010 | 笠岡市 笠岡市 | 笠岡湾干拓地粗飼料生産供給基地活性化特区 | 農業振興地域への廃棄物処理施設、健康福祉プラザ、農園付住宅の容認 | |
| | 1000720 | 都市の健全な発展等を目的とする都市計画法において、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域について、県等の条例で開発許可が可能な区域や用途等を定めることができるとされている。一方、農業の健全な発展等を目的とする農振法に基づく農用地区域は、市町村の農振整備計画において優良農地の確保と土地の農業上の効率的な利用のために設定するものであり、双方の区域は重複して定めることはできない。なお、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障がない等の要件を満たし、市町村が必要と認められた場合には、農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することにより、提案の趣旨は実現できる。 | 提案内容は、農用地区域からの除外要件の緩和を求めるものであり、これについて、特区で対応できないか、具体的に検討し、回答されたい。 | 開発許可を受けて行う開発行為が、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障がない等の要件を満たし、市町村が必要と認められた場合には、農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能である。また、その開発行為が市町村の定める地域の農業の振興に関する計画に定められており、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障がない等の要件を満たす場合には「農用地区域に含まれない土地」として扱うことが可能である。これらの方法により提案の趣旨は実現できる。 | | | | | | | | 1317010 | 久喜市 | 農用地区域利用特区 | 農業振興地域の整備に関する法律第13条2項の要件の緩和 |
| | 1000730 | 各種施設等の建築については、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たし、市町村が必要と認められた場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能であり、提案の趣旨を実現できる。なお、これら施設等を農用地区域に設置できる農業用施設として追加することについては、農用地区域の性格を曖昧にして、土地利用区分の混乱をもたらす、また、農用地区域からの除外という方法があるにもかかわらず、あえて農用地区域に留めておく以上、農用地区域内であることに直接又は間接に起因するメリット措置(転用時の土地改良事業の補助金返還不要措置や税制上の措置(固定資産税、相続税評価等))を排除し得ないため、実質的には「規制の特例措置」に名を借りた新たな「従来型の財政措置」となるため、困難。 | 提案内容は、農用地区域からの除外手続きが非常に難しく事実上除外が不可能であるとの認識のもとにその要件の緩和を求めるものであり、これについて、特区で対応できないか、具体的に検討し、回答されたい。 | 各種施設等の建築については、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たし、市町村が必要と認められた場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能である。また、その施設が市町村の定める地域の農業の振興に関する計画に定められており、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障がない等の要件を満たす場合には「農用地区域に含まれない土地」として扱うことが可能である。これらの方法により提案の趣旨は実現できる。 | | | | | | | | 1344010 | 埼玉県 鴻巣市 | 花の文化・産業経済特区 | 土地利用の規制緩和 |
| 1000750 | 観光施設の整備については、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たし、市町村が必要と認められた場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能であり、提案の趣旨を実現できる。なお、市町村が定める農振整備計画の要件は、優良農地の確保、土地の農業上の効率的な利用のために必要なものである。また、公告縦覧等の手続きは、農用地区域内の土地は、開発行為等の制限を受けるとともに計画に基づいた土地の利用が図られるよう勧告等の措置が講じられることから、その土地の関係権利者に対し、計画の案を示し意見の提出の機会を設けているものであり、必要最小限のものである。さらに、都道府県との協議は、優良農地の確保や都道府県の農業振興の方針との整合を図るために必要最小限の手続きである。 | 提案内容は、農用地区域からの除外要件の緩和を求めるものであり、これについて、特区で対応できないか、具体的に検討し、回答されたい。 | 観光施設の整備については、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たし、市町村が必要と認められた場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能である。また、それらの施設が市町村の定める地域の農業の振興に関する計画に定められており、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障がない等の要件を満たす場合には「農用地区域に含まれない土地」として扱うことが可能である。これらの方法により提案の趣旨は実現できる。 | | | | | | | | 1418010 | 掛川市 | 道の駅・宿泊こし・さやの中山特区 | 農業振興地域の整備に関する法律第13条の適用除外 | |

D - 1

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの再検討要請に対する回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|----------------------|---------|--|--|--|-------|-------|---|--------------------|-------------|-------------|---------|--------------|--------------------------|---|
| | 1000780 | 観光資源の保全等を目的とする県条例に基づく開発行為の規制・誘導に伴い、優良な農地の確保等農業の振興を目的として定めている市町村農振整備計画の変更を市町村が必要と判断した場合には、当該計画を変更することにより、提案の趣旨を実現できる。なお、農用地利用計画の変更のための公告縦覧手続は、農用地区域内の土地は、開発行為等の制限を受けるとともに計画に基づいた土地の利用が図られるよう勧告等の措置が講じられることから、その土地の関係権利者に対し、変更案を示し意見の提出の機会を設けているものであり、また、都道府県との協議は、優良農地の確保や都道府県の農業振興の方針との整合を図ることが必要な手続きである。 | 提案内容は、都道府県知事への協議を不要とするなど、手続きの簡素化等ができないかということ等を求めているものであり、具体的に検討し、回答されたい。 | 観光資源の保全等を目的とする県条例に基づく開発行為の規制・誘導に伴い、優良な農地の確保等農業の振興を目的として定めている市町村農振整備計画の変更を市町村が必要と判断した場合には、当該計画を変更することにより、提案の趣旨を実現できる。 | | | | | | | 1429060 | 長野県 | 長野ルネサンス特区 | 農業振興地域整備計画変更手続きの緩和 |
| | 1000870 | 農園付住宅等の建築については、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たし、市町村が必要と認めた場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能であり、提案の趣旨を実現できる。なお、農園付住宅等を農用地区域に設置できる農業用施設として追加することについては、農用地区域の性格を曖昧にして、土地利用区分の混乱をもたらす、また、農用地区域からの除外という方法があるにもかかわらず、あえて農用地区域に留めておく以上、農用地区域内であることに直接又は間接に起因するメリット措置(転用時の土地改良事業の補助金返還不要措置や税制上の措置(固定資産税、相続税評価等))を排除し得ないため、実質的には「規制の特例措置」に名を借りた新たな「従来型の財政措置」となるため、困難。 | | | | | | | | | 1393010 | 山梨市 | アグリカルチャー-振興特区 | 農地法の規制の緩和 農業振興地域の整備に関する法律の規制の緩和 特定農地貸付法の規制の緩和 市民農園整備促進法の規制の緩和 |
| 農業用施設等の農用地区域の除外要件の緩和 | 1000390 | 畜舎、温室、農機具収納施設等のほか、農家が設置する自己の生産物の製造加工施設、販売施設は農用地区域内に設置できる。 | | | | | | | | | 2186010 | 社団法人農村資源開発協会 | 農村資源開発センター構想(農業先端技術集積特区) | a.農地転用許可不要施設範囲の拡大及び許可不要面積の引き上げ b.農地転用許可不要施設範囲の拡大及び許可不要面積の引き上げ c.農業生産法人の事業・構成員・業務執行役員要件を緩和し、種苗・園芸資材・食品・流通企業等が農業参入しやすくする d.前記企業が農地を保有しやすくなる e.最低経営面積制限等各種取得制限の緩和により新規参入を容易にする f.認定農業者の農業融資制度の審査基準緩和 g.事業上の利用制限の緩和 h.農業用施設のための開発にかかわる場合の規制緩和 i.農業用施設に拘る建築基準を緩和 |
| | 1000600 | 農作業用休憩所については農業用施設に含まれる。また、集会所の建築については、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たし、市町村が必要と認めた場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能であり、提案の趣旨を実現できる。なお、農用地区域内の農地を転用し、集会所等を建設する場合には、市町村が定める農振整備計画への影響及び当該農振整備計画の変更と都道府県の基本方針との整合を確認する必要があり、軽微な変更として扱うことは困難。 | | | D - 1 | | | | | | 1405080 | 掛川市 | スローライフビレッジ掛川特区構想 | 構造改革特別区域における農業用施設の建築について農地法等の規制を緩和する |
| | 1000700 | 農業生産者が自ら生産する農産物を販売する施設を農業用施設用地において設置することは可能。また、その他の場合でも、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たし、市町村が必要と認めた場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能であり、提案の趣旨を実現できる。 | 地方自治体の提案は、都道府県知事への協議を不要とするなど、手続きの簡素化等ができないかということ等を求めているものであり、具体的に検討し、回答されたい。 | 農業生産者が自ら生産する農産物を販売する施設を農業用施設用地において設置することは可能である。また、その他の場合でも、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たす場合には「農用地区域に含まれない土地」として扱うことが可能である。これらの方法により提案の趣旨を実現できる。 | | | | | | | 1119010 | 菟浦町 | 農産物直売所設置特区 | 農地等に農産物の販売を目的とした施設の設置を容認 |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの再検討要請に対する回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|----------------------------|---------|---|--|--|----------------|-------|---|--------------------|-------------|-------------|---------|-----------|----------------------|------------------------------|
| 農村地域工業等導入用地に係る農用区域の除外要件の緩和 | 1000760 | 事実誤認(当該計画地は既に農用地区域から除外されている。) | | | E | | | | | | 2055010 | エコ村ネットワーク | 小舟木エコ村特区 | 農振除外の緩和 |
| | 1000650 | 農家レストラン、ファームインの建築については、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たし、市町村が必要と認めた場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能であり、提案の趣旨を実現できる。農家レストラン、ファームインを農用地区域に設置できる農業用施設として追加することについては、農用地区域の性格を曖昧にして、土地利用区分の混乱をもたらす、あえて農用地区域に留めておく以上、農用地区域内であることに直接又は間接に起因するメリット措置(転用時の土地改良事業の補助金返還不要措置や税制上の措置(固定資産税、相続税評価等))を排除し得ないため、実質的には「規制の特例措置」に名を借りた新たな「従来型の財政措置」となるため、困難。 | 北海道の再提案の理由として、農振地域を除外するための要件全てを満たすためには手続きの煩雑さなどから時間と労力がかかり、農業者の取組意欲を阻害するものとなっている。また、提案の趣旨は、農家や農業生産法人が行う、農家レストランやファームインなどのアグリビジネスは、農業と密接な関係があり、新しい農業の形態として農家の所得向上、雇用の場の創出などを通じ、農業・農村の活性化が期待できるとされているが、貴省の回答では、これに対して回答していないと考えられるので、具体的に検討し、回答されたい。 | 農家レストラン、ファームインの建築については、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たし、市町村が必要と認めた場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能である。また、それらの施設が市町村の定める地域の農業の振興に関する計画に定められており、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障がない等の要件を満たす場合には「農用地区域に含まれない土地」として扱うことが可能である。これらの方法により提案の趣旨は実現できる。 | | | | | D - 1 | | 1057060 | 北海道 | 農村再生特区 | 農用地区域内に設置できる農業用施設の範囲拡大 |
| | 1000660 | 農産加工場、レストランの建築については、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たし、市町村が必要と認めた場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能であり、提案の趣旨を実現できる。 なお、これらの施設を農用地区域に設置できる農業用施設として追加することについては、農用地区域の性格を曖昧にして、土地利用区分の混乱をもたらす、あえて農用地区域に留めておく以上、農用地区域内であることに直接又は間接に起因するメリット措置(転用時の土地改良事業の補助金返還不要措置や税制上の措置(固定資産税、相続税評価等))を排除し得ないため、実質的には「規制の特例措置」に名を借りた新たな「従来型の財政措置」となるため、困難。 | 提案内容は、食品関連企業が農畜産物を原材料として使用して製造又は加工する施設を農業用施設として認められないかというものであり、特区において、実現できないか具体的に検討し、回答されたい。 | 農産加工場、レストランの建築については、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たし、市町村が必要と認めた場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能である。また、それらの施設が市町村の定める地域の農業の振興に関する計画に定められており、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障がない等の要件を満たす場合には「農用地区域に含まれない土地」として扱うことが可能である。これらの方法により提案の趣旨は実現できる。 | | | | | D - 1 | | 1097020 | 石川県 | 干拓地農業活性化特区 | 農産加工に関連する農業用施設用地に係る規制の緩和 |
| 農用地区域内に設置できる農業用施設の範囲拡大 | 1000670 | 農畜産物の製造、加工施設のうち、耕作又は養畜の業務を営む者以外が設置・管理するものの建築については、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たし、市町村が必要と認めた場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能であり、提案の趣旨を実現できる。 なお、これらの施設を農用地区域内に設置できる農業用施設として追加することについては、農用地区域の性格を曖昧にして、土地利用区分の混乱をもたらす、あえて農用地区域に留めておく以上、農用地区域内であることに直接又は間接に起因するメリット措置(転用時の土地改良事業の補助金返還不要措置や税制上の措置(固定資産税、相続税評価等))を排除し得ないため、実質的には「規制の特例措置」に名を借りた新たな「従来型の財政措置」となるため、困難。 | 提案内容は、農協や会社が製造・加工・販売施設を農業用施設として認められないかというものであり、特区において、実現できないか具体的に検討し、回答されたい。 | 農畜産物の製造、加工施設のうち、耕作又は養畜の業務を営む者以外が設置・管理するものの建築については、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たし、市町村が必要と認めた場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能である。また、それらの施設が市町村の定める地域の農業の振興に関する計画に定められており、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障がない等の要件を満たす場合には「農用地区域に含まれない土地」として扱うことが可能である。これらの方法により提案の趣旨は実現できる。 | D - 1 C - 1 | | | | D - 1 | | 1341020 | 笠岡市 | 笠岡湾干拓地粗飼料生産供給基地活性化特区 | 農業振興地域への農畜産物の加工又は販売施設の設置者の緩和 |
| | 1000680 | 畜舎、温室、農機具収納施設等のほか、農家が設置する自己の生産物の製造加工施設、販売施設は農用地区域内に設置できる。 | 提案内容は、農振法施行規則第1条に農業用施設として観光農園を加えるものであり、これについて、具体的に検討し、回答されたい。 | 観光農園は、農地又は、温室等の生産施設及びその付帯施設で構成されるものと考えられるが、生産施設等の農業用施設は農用地区域において設置可能であり、その付帯施設についても、生産施設等を管理利用するために必要な施設については、設置可能であることから、現行でも農用地区域内において観光農園を整備できる。 | | | | | D - 1 | | 1364010 | 酒田市 | 観光農園設置推進特区 | 観光農園設置推進に関する都市計画法、農振法の緩和 |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの再検討要請に対する回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|---------------------------|---------|--|---|--|----------------|-------|---|--|-------------|-------------|---------|-------------------------|--------------------------------------|---|
| | 1000740 | レジャー施設等の建築については、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たし、市町村が必要と認めた場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能であり、提案の趣旨を実現できる。 なお、レジャー施設等を農用地区域に設置できる農業用施設として追加することについては、農用地区域の性格を曖昧にして、土地利用区分の混乱をもたらす、また、農用地区域からの除外という方法があるにもかかわらず、あえて農用地区域に留めておく以上、農用地区域内であることに直接又は間接に起因するメリット措置(転用時の土地改良事業の補助金返還不要措置や税制上の措置(固定資産税、相続税評価等))を排除し得ないため、実質的には「規制の特例措置」に名を借りた新たな「従来型の財政措置」となるため、困難。 | | | | | | レジャー施設等の建築については、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たし、市町村が必要と認めた場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能である。また、それらの施設が市町村の定める地域の農業の振興に関する計画に定められており、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障がない等の要件を満たす場合には「農用地区域に含まれない土地」として扱うことが可能である。これらの方法により提案の趣旨は実現できる。 | D - 1 | | 1375030 | 千葉県 柏市 | 都市型 農業活 性化促 進特区 | 多角的事業展開を可能とするための農用地の定義の緩和 |
| 農業振興地域整備計画の変更に係る事務手続きの簡素化 | 1000690 | 半導体産業関連施設の建設については、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たし、市町村が必要と認めた場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能であり、提案の趣旨を実現できる。なお、都道府県との協議は、優良農地の確保や都道府県の農業振興の方針との整合を図るために必要最小限の手続きである。 | 提案内容は、都道府県知事への同意を届出とするなど、手続きの簡素化等ができないかというものであり、具体的に検討し、回答されたい。 | 半導体産業関連施設の建設については、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たし、市町村が必要と認めた場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能である。また、それらの施設が市町村の定める地域の農業の振興に関する計画に定められており、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障がない等の要件を満たす場合には「農用地区域に含まれない土地」として扱うことが可能である。これらの方法により提案の趣旨は実現できる。なお、都道府県との協議は、優良農地の確保や都道府県の農業振興の方針との整合を図るために必要最小限の手続きである。 | D - 1 C - 1 | | | 半導体産業関連施設の建設については、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たし、市町村が必要と認めた場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能である。また、それらの施設が市町村の定める地域の農業の振興に関する計画に定められており、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障がない等の要件を満たす場合には「農用地区域に含まれない土地」として扱うことが可能である。これらの方法により提案の趣旨は実現できる。 | D - 1 | | 1085010 | 熊本県 菊陽町 | 熊本半 導体産 業特区 | 農業振興地域整備計画の変更に係る事務手続きの簡素化 |
| | 1000710 | 市町村が地域の農業振興のために定める地域の農業の振興に関する計画で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たしたものに基づく場合については、農用地区域に含まれない土地として、農用地区域の変更が可能であり、提案の趣旨を実現できる。 | | | | | | | | | 1155010 | 東予市 | 住宅・ 産業 | 農業振興地域の除外に関する特例の拡大 |
| 農用地区域に含まれない土地の範囲の拡大 | 1000790 | 市町村が地域の農業振興のために定める地域の農業の振興に関する計画に基づき計画で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たしたものに基づく場合については、農用地区域に含まれない土地として、農用地区域の変更が可能であり、提案の趣旨を実現できる。 | 提案内容は、「市町村条例により都市開発をすることを定めた区域内の農用地については、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地とする」ものであり、これについて、具体的に検討し回答されたい。 | 市町村の条例に基づいて定められた計画に従って整備される施設が周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障がない等の要件を満たした場合は、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に定める施設として「農用地区域に含まれない土地」とすることは可能である。 | D - 1 | | | | | | 1176010 | 犬山市 | 都市と 農業の 共生特 区 | 農用地区域に含まれない土地の範囲の拡大 |
| | 1000800 | 鉄道駅の周辺において住宅・商業施設等を整備する場合には、農業上の土地利用との調整が図られ、市街化区域として位置づけられる場合は、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することが可能。 また、市町村が地域の農業振興の観点から定めた計画に基づき場合においても、農用地区域の変更が可能であり、提案の趣旨を実現できる。 | | | | | | | | | 1214030 | 岡山県 | 鉄道駅 を核と したま ちづり 特区 | 鉄道駅を中心とした半径500m以内の土地を農用地等に含まれないこと |
| | 1000810 | 直売所の建築については、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たし、市町村が必要と認めた場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能であり、提案の趣旨を実現できる。 なお、直売所を農用地区域に設置できる農業用施設として追加することについては、農用地区域の性格を曖昧にして、土地利用区分の混乱をもたらす、また、農用地区域からの除外という方法があるにもかかわらず、あえて農用地区域に留めておく以上、農用地区域内であることに直接又は間接に起因するメリット措置(転用時の土地改良事業の補助金返還不要措置や税制上の措置(固定資産税、相続税評価等))を排除し得ないため、実質的には「規制の特例措置」に名を借りた新たな「従来型の財政措置」となるため、困難。 | 提案内容は、JAが農用地区域内に直売所を設置する開発行為の適用を除外するものであり、これについて、具体的に検討し、回答されたい。 | 直売所の建築については、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たし、市町村が必要と認めた場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能である。また、それらの施設が市町村の定める地域の農業の振興に関する計画に定められており、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障がない等の要件を満たす場合には「農用地区域に含まれない土地」として扱うことが可能である。これらの方法により提案の趣旨は実現できる。 | | | | 直売所の建築については、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たし、市町村が必要と認めた場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能である。また、それらの施設が市町村の定める地域の農業の振興に関する計画に定められており、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障がない等の要件を満たす場合には「農用地区域に含まれない土地」として扱うことが可能である。これらの方法により提案の趣旨は実現できる。 | D - 1 | | 2008030 | 千葉み らい農 業協同 組合 | 千葉千 消(地 産地 消)推 進農協 特区 | 農業振興地域の整備に関する法律 第15条15 JA千葉みらいが行なう農用地内における開発行為の適用除外 |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの再検討要請に対する回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|-----------------------------|---------|---|--|---|------------|-------|---|---|-------------|-------------|---------|-------|------------------------------|---|
| 農用地区域内における開発行為の許可不要となる事由の拡大 | 1000820 | 農家レストラン、ファームインの建築については、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たし、市町村が必要と認められた場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能であり、提案の趣旨を実現できる。農家レストラン、ファームインを農用地区域に設置できる農業用施設として追加することについては、農用地区域の性格を曖昧にして、土地利用区分の混乱をもたらす、また、農用地区域からの除外という方法があるにもかかわらず、あえて農用地区域に留めておく以上、農用地区域内であることに直接又は間接に起因するメリット措置(転用時の土地改良事業の補助金返還不要措置や税制上の措置(固定資産税、相続税評価等))を排除し得ないため、実質的には「規制の特例措置」に名を借りた新たな「従来型の財政措置」となるため、困難。 | 北海道の再提案の理由として、農振地域を除外するための要件全てを満たすためには手続きの煩雑さなどから時間と労力がかかり、農業者の取組意欲を阻害するものとなっている。また、提案の趣旨は、農家や農業生産法人が行う、農家レストランやファームインなどのアグリビジネスは、農業と密接な関係があり、新しい農業の形態として農家の所得向上、雇用の場の創出などを通じ、農業・農村の活性化が期待できるとして、開発許可の不許可事由の拡大を提案しているものであり、貴省の回答では、これに対して回答していないと考えられるので、具体的に検討し、回答されたい。 | 農家レストラン、ファームインの建築については、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たし、市町村が必要と認められた場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能である。また、それらの施設が市町村の定める地域の農業の振興に関する計画に定められており、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障がない等の要件を満たす場合には「農用地区域に含まれない土地」として扱うことが可能である。これらの方法により提案の趣旨は実現できる。なお、市町村が定める農用地利用計画の変更に係る公告縦覧等の手続きは、当該計画に定められる農用地区域内の土地は、開発行為等の制限を受けるとともに計画に基づいた土地の利用が図られるよう勧告等の措置が講じられることから、その土地の関係権利者に対し、計画の案を示し意見の提出の機会を設けている最小限のものであり、都道府県知事との協議は、市町村の土地利用計画と都道府県の優良農地の確保や農業振興の方針との整合を図るために必要最小限の手続きである。 | D-1 C-1 | | | 農家レストラン、ファームインの建築については、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たし、市町村が必要と認められた場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能である。また、それらの施設が市町村の定める地域の農業の振興に関する計画に定められており、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障がない等の要件を満たす場合には「農用地区域に含まれない土地」として扱うことが可能である。これらの方法により提案の趣旨は実現できる。 | D-1 | | 1057070 | 北海道 | 農村再生特区 | 農用地区域内における開発行為の許可不要となる事由の拡大 |
| 特区法による特定農地貸付けの要件緩和 | 1000850 | 特区の区域は、耕作放棄地その他その効率的な利用を図ることが必要である農地が相当程度存在する区域とされており、まずは、特区法により措置した特例の取組状況を見極めていく必要がある。なお、「相当程度」の判断については、地方公共団体がその特性に応じて判断することを基本としており、国が一律の基準を示すのではなく、地方公共団体において相当程度と認められた根拠等を明らかにしたうえで行うこととしている。 | 提案について検討し、回答されたい。 | ご提案は、下記により特区法の現行規定により対応が可能であると解される。 1 特区区域の対象農地は、耕作放棄地その他効率的な利用を図ることが必要である農地が相当程度存在するものと認めて申請するものであり、耕作放棄地に限られているものではない。また、その区域は地方公共団体の全部又は一部でよいこととされている。 2 「その他効率的な利用を図る必要がある農地」とは、耕作されていてもその利用状態が粗放なものや、後継者がいない等の理由により、今後、遊休化する恐れが高いなどその活用が望まれる農地をさすものであり、ご提案の(特定農地貸付けにより)農地保全に資することができる等の場合もこれに含まれるものと考えられる。 なお、横浜市には現在約67haの耕作放棄地が発生している。 | D-2 | | | | | | 1326010 | 横浜市役所 | 環境特区 | 構造改革特別区域法第23条の認定対象の拡大 |
| NPO法人による市民農園の開設 | 1000940 | 特区法の特例措置は、地方公共団体又は農協以外の者が、地方公共団体又は農協が行うものと同等の措置が必要であることから市町村等からの貸付方式としたものである。 | 提案について検討し、回答されたい。 | 現行の特定農地貸付法は、本来、農地を取得できない者が権利を取得することを防ぐとともに、農地を特定農地貸付けの目的に供することを廃止した場合の農地としての適切な利用を図る観点から、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付けを認めていないものであり、今回、特区法の特例措置においても、地方公共団体又は農業協同組合以外の者が特定農地貸付けを行うこととした場合、特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施や特定農地貸付廃止後の当該農地の適切な利用に支障が生じないように措置する必要があることから市町村等からの貸付方式としたものである。 このようなことから、NPO等による農地の所有権の取得は認められない。 | C-3 | | | | | | 1405060 | 掛川市 | スローライフ ビレッジ 掛川特区 構想 | 特定農地貸付けによる市民農園の開設主体を、地方公共団体及び農業協同組合以外の者に拡大 |
| 特定農地貸付けの要件緩和 | 1000840 | 農協は、組合員の協同組織として、組合員のための事業を行う組織であり、特定農地貸付けについて、非組合員が所有する農地を中心に事業を行うことを認めることは、本来の趣旨に反することとなる。 | | | C-1 | | | | | | 1051010 | 川口市 | 農業協同組合の市民農園開設の要件緩和 | 農業協同組合が市民農園を開設する場合、組合員の所有に係る農地の利用に限られているが、これを撤廃する |
| 市民農園の開設主体の緩和(入園契約方式) | 1000920 | 市民農園整備促進法第2条第2項第1号口により農業生産法人が保有している農地で農園利用方式による市民農園の開設は可能。また、特定農地貸付方式による市民農園の開設を行う場合には、農地を所有する者から市町村等が農地の借入等し、その後市町村等から借入れて市民農園の開設は可能である。特区法の特例措置は、地方公共団体又は農協以外の者が、地方公共団体又は農協が行うものと同等の措置が必要であることから市町村等からの貸付方式としたものである | | | D-1 | | | | | | 1375010 | 千葉県柏市 | 都市型農業活性化促進特区 | 農業生産法人が直接市民農園の開設者となるための規制の緩和 |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの再検討要請に対する回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|--------------------|---------|---|---------------------------------------|--|-------|-------|---|--------------------|-------------|-------------|---------|------------|----------------|--|
| 市民農園の開設主体の緩和(貸付方式) | 1000920 | 市民農園整備促進法第2条第2項第1号ロにより農業生産法人が保有している農地で農園利用方式による市民農園の開設は可能。また、特定農地貸付方式による市民農園の開設を行う場合には、農地を所有する者から市町村等が農地の借入等し、その後市町村等から借入れて市民農園の開設は可能である。特区法の特例措置は、地方公共団体又は農協以外の者が、地方公共団体又は農協が行うものと同等の措置が必要であることから市町村等からの貸付方式としたものである | | | D - 2 | | | | | | 1375010 | 千葉県 柏市 | 都市型農業活性化促進特区 | 農業生産法人が直接市民農園の開設者となるための規制の緩和 |
| 特定農地貸付けによる貸付面積の引上げ | 1000880 | 特定農地貸付法は、国民の農業・農村に対する理解を深めるとともに、地域の活性化と遊休農地の利用増進を図るため、地方公共団体等が小面積の農地を短期間で定型的な条件の下に貸し付ける場合に農地法等の特例を定めるものであり、本要望に係る提案内容について、特定農地貸付法において対応することは困難である。 | 提案内容について、特区において、実現できないか具体的に検討し回答されたい。 | | | | | | | | 1393010 | 山梨市 | アグリカルチャー・振興特区 | 農地法の規制の緩和 農業振興地域の整備に関する法律の規制の緩和 特定農地貸付法の規制の緩和 市民農園整備促進法の規制の緩和 |
| | 1000950 | 特定農地貸付法は、国民の農業・農村に対する理解を深めるとともに、地域の活性化と遊休農地の利用増進を図るため、地方公共団体等が小面積の農地を短期間で定型的な条件の下に貸し付ける場合に農地法等の特例を定めるものであり、本要望に係る提案内容について、特定農地貸付法において対応することは困難である。 | 提案内容について、特区において、実現できないか具体的に検討し回答されたい。 | | | | | | | | 1096060 | 石川県 | グリーン・ツーリズム促進特区 | 特定農地貸付け法による貸付面積要件(10a未満)の撤廃 |
| | 1000960 | 特定農地貸付法は、国民の農業・農村に対する理解を深めるとともに、地域の活性化と遊休農地の利用増進を図るため、地方公共団体等が小面積の農地を短期間で定型的な条件の下に貸し付ける場合に農地法等の特例を定めるものであり、本要望に係る提案内容について、特定農地貸付法において対応することは困難である。 | 提案内容について、特区において、実現できないか具体的に検討し回答されたい。 | 農地法では、一定規模以上の農地を効率的に耕作すると見込まれる者でなければ農地の権利取得は認められていない。一方、特定農地貸付法は、レクリエーション等の非営利目的で農作物を栽培するための小規模な面積の農地の権利取得を認めることにより、気軽に農作業を体験し、野菜や花を育て収穫の喜びを味わいたいという都市住民等の一般公衆のニーズに応え、都市と農村の交流や地域の活性化に資することから、一定の要件の下にこのような農地法の権利移動規制等の特例を設けたものである。一定の要件の考え方は、都市住民の趣味的利用と農家等の農業経営の区分を行う観点から定められており、農地法においては、農業者が取得することができる最低の下限面積は10aとなっていることから、特定農地貸付けの上限面積を10a未満としたものであり、その引き上げは困難である。 | | C - 1 | | | | | 1172040 | 愛知県 豊田市 | 営農支援特区 | 特定農地貸付け法における貸付面積要件の引き上げ |
| | 1000970 | 特定農地貸付法は、国民の農業・農村に対する理解を深めるとともに、地域の活性化と遊休農地の利用増進を図るため、地方公共団体等が小面積の農地を短期間で定型的な条件の下に貸し付ける場合に農地法等の特例を定めるものであり、本要望に係る提案内容について、特定農地貸付法において対応することは困難である。 | 提案内容について、特区において、実現できないか具体的に検討し回答されたい。 | | | | | | | | 1266020 | 加世田市 | 砂丘地域再生振興特区 | 特定農地貸付け法における貸付面積要件の引き上げ |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の 分類 | 措置の 内容 | 各省庁からの再検討要請に対する回答に対する 構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の 分類」の 見直し | 「措置の 内容」の 見直し | 提案事項 コード | 提案主 体名 | 特区構 想名 | 規制の特例事項 (事項名) |
|--------------------------------|---------|--|---------------------------------------|---|-----------|-----------|---|--------------------|---------------------|---------------------|-------------|-----------------|----------------|--|
| 市民農園による収 穫した農産物の販 売行為の容認 | 1000890 | 特定農地貸付法は、国民の農業・農村に対する理解を深めるとともに、地域の活性化と遊休農地の利用増進を図るため、レクリエーションその他非営利目的での農作物の栽培の用に供する農地の貸付けに限り農地法の特例を定めるものであり、営利を目的とする本要望に係る提案内容について、特定農地貸付法において対応することは困難である。 | 提案内容について、特区において、実現できないか具体的に検討し回答されたい。 | | | | | | | | 1393010 | 山梨市 | アグリカルチャー-振興特区 | 農地法の規制の緩和 農業振興地域の整備に関する法律の規制の緩和 特定農地貸付法の特例の緩和 市民農園整備促進法の規制の緩和 |
| | 1000980 | 特定農地貸付法は、国民の農業・農村に対する理解を深めるとともに、地域の活性化と遊休農地の利用増進を図るため、レクリエーションその他非営利目的での農作物の栽培の用に供する農地の貸付けに限り農地法の特例を定めるものであり、営利を目的とする本要望に係る提案内容について、特定農地貸付法において対応することは困難である。 | 提案内容について、特区において、実現できないか具体的に検討し回答されたい。 | | | | | | | | 1172050 | 愛知県 豊田市 | 官農支援特区 | 特定農地貸付法による市民農園により収穫した農産物の販売行為の容認 |
| | 1001000 | 特定農地貸付法は、国民の農業・農村に対する理解を深めるとともに、地域の活性化と遊休農地の利用増進を図るため、レクリエーションその他非営利目的での農作物の栽培の用に供する農地の貸付けに限り農地法の特例を定めるものであり、営利を目的とする本要望に係る提案内容について、特定農地貸付法において対応することは困難である。 | 提案内容について、特区において、実現できないか具体的に検討し回答されたい。 | 農地法では、一定規模以上の農地を効率的に耕作すると見込まれる者でなければ農地の権利取得は認められていない。一方、特定農地貸付法は、レクリエーション等の非営利目的で農作物を栽培するための小規模な面積の農地の権利取得を認めることにより、気軽に農作業を体験し、野菜や花を育て収穫の喜びを味わいたいという都市住民等の一般公衆のニーズに応え、都市と農村の交流や地域の活性化に資することから、一定の要件の下にこのような農地法の権利移動規制等の特例を設けたものである。一定の要件の考え方は、都市住民の趣味的利用と農家等の農業経営の区分を行う観点から定められており、都市住民の非営利目的を前提に趣味的利用による農産物の販売を認めることは農地法の特例措置を講ずることとした本法の趣旨が全うされないため困難である。 | | | | | | | 1221020 | 兵庫県、淡路町、北淡町、東浦町 | 自然産業特区 | 特定農地貸付けによる市民農園により収穫した農産物の販売の容認 |
| | 1001010 | 特定農地貸付法は、国民の農業・農村に対する理解を深めるとともに、地域の活性化と遊休農地の利用増進を図るため、レクリエーションその他非営利目的での農作物の栽培の用に供する農地の貸付けに限り農地法の特例を定めるものであり、営利を目的とする本要望に係る提案内容について、特定農地貸付法において対応することは困難である。 | 提案内容について、特区において、実現できないか具体的に検討し回答されたい。 | (回答) 市民農園で生産された農産物の販売の要望については、特定農地貸付法及び市民農園整備促進法は、レクリエーション等非営利目的での農作物の栽培を対象とするものであり、生産された農産物の販売を一切禁止しているものではない。 非営利かどうかの具体的な判断については、今後、さらに様々なケースの検討を行った上で、平成15年度中に法の解釈について通知で明らかにする。 | | | | | | | 1266030 | 加世田市 | 砂丘地域再生振興特区 | 特定農地貸付け法による市民農園により収穫した農産物の販売行為の容認 |
| | 1001010 | 特定農地貸付法は、国民の農業・農村に対する理解を深めるとともに、地域の活性化と遊休農地の利用増進を図るため、レクリエーションその他非営利目的での農作物の栽培の用に供する農地の貸付けに限り農地法の特例を定めるものであり、営利を目的とする本要望に係る提案内容について、特定農地貸付法において対応することは困難である。 | 提案内容について、特区において、実現できないか具体的に検討し回答されたい。 | | | | | | | | 1096070 | 石川県 | グリーン・ツーリズム促進特区 | 特定農地貸付け法における収穫農産物の販売行為の容認 |

←1
B-1

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの再検討要請に対する回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|-------------------------|---------|---|---------------------------------------|--|-------|-------|---|--------------------|-------------|-------------|---------|--------|-------------------|--|
| | 1000990 | 特定農地貸付法は、国民の農業・農村に対する理解を深めるとともに、地域の活性化と遊休農地の利用増進を図るため、レクリエーションその他非営利目的での農作物の栽培の用に供する農地の貸付けに限って農地法の特例を定めるものであり、営利を目的とする本要望に係る提案内容について、特定農地貸付法において対応することは困難である。 | 提案内容について、特区において、実現できないか具体的に検討し回答されたい。 | | | | | | | | 1182040 | 青森県 | 津軽・生命科学活用食料特区 | 特定農地貸付けによる市民農園により収穫した農産物の販売行為の容認 |
| | 1001020 | 市民農園整備促進法は、特定農地貸付法による営利を目的としない農作物栽培の用に供する農地、レクリエーションその他の営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供される農地及びその附帯施設からなる市民農園の整備に関し、附帯施設の整備についての農地転用の特例、市街化調整区域における開発許可及び建築許可の特例等を定めたものである。 このように、市民農園整備促進法は、特定農地貸付法の考え方を援用し、営利を目的としない農地利用に限って特例措置を講じることにより、市民農園の整備を促進しようとするものであり、営利を目的とする本要望に係る提案内容について、市民農園整備促進法において対応することは困難である。 | 提案内容について、特区において、実現できないか具体的に検討し回答されたい。 | 市民農園整備促進法は、特定農地貸付法の考え方を援用し、営利を目的としない農地利用に限って特例措置を講じることにより、市民農園の整備を促進しようとするものであり、営利を目的とする本要望に係る提案内容について、市民農園整備促進法において対応することは困難である。 農地法では、一定規模以上の農地を効率的に耕作すると見込まれる者でなければ農地の権利取得は認められていない。一方、特定農地貸付法は、レクリエーション等の非営利目的で農作物を栽培するための小規模な面積の農地の権利取得を認めることにより、気軽に農作業を体験し、野菜や花を育て収穫の喜びを味わいたいという都市住民等の一般公衆のニーズに応え、都市と農村の交流や地域の活性化に資することから、一定の要件の下にこのような農地法の権利移動規制等の特例を設けたものである。一定の要件の考え方は、都市住民の趣味的利用と農家等の農業経営の区分を行う観点から定められており、都市住民の非営利目的を前提に趣味的利用による農産物の販売を認めることは農地法の特例措置を講ずることとした本法の趣旨が全うされないため困難である。 | | | | | | | 1172060 | 愛知県豊田市 | 営農支援特区 | 市民農園整備促進法による市民農園により収穫した農産物の販売行為の容認 |
| | 1000930 | 特定農地貸付法は、国民の農業・農村に対する理解を深めるとともに、地域の活性化と遊休農地の利用増進を図るため、レクリエーションその他非営利目的での農作物の栽培の用に供する農地の貸付けに限って農地法の特例を定めるものであり、営利を目的とする本要望に係る提案内容について、特定農地貸付法において対応することは困難である。 また、市民農園整備促進法は、特定農地貸付法による営利を目的としない農作物栽培の用に供する農地、レクリエーションその他の営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供される農地及びその附帯施設からなる市民農園の整備に関し、附帯施設の整備についての農地転用の特例、市街化調整区域における開発許可及び建築許可の特例等を定めたものである。 このように、市民農園整備促進法は、特定農地貸付法の考え方を援用し、営利を目的としない農地利用に限って特例措置を講じることにより、市民農園の整備を促進しようとするものであり、営利を目的とする本要望に係る提案内容について、市民農園整備促進法において対応することは困難である。 | 提案内容について、特区において、実現できないか具体的に検討し回答されたい。 | (回答) 市民農園で生産された農作物の販売の要望については、特定農地貸付法及び市民農園整備促進法は、レクリエーション等非営利目的での農作物の栽培を対象とするものであり、生産された農作物の販売を一切禁止しているものではない。 非営利かどうかの具体的な判断については、今後、さらに様々なケースの検討を行った上で、平成15年度中に法の解釈について通知で明らかにする。 | | | | | | | 1405060 | 掛川市 | スローライフ・ビレッジ掛川特区構想 | 特定農地貸付けによる市民農園の開設主体を、地方公共団体及び農業協同組合以外の者に拡大 |
| 特定農地貸付法 についての貸付期間の緩和 | 1000900 | 農地の貸付け期間については、5年を超えない期間となっているが、同期間終了後、再契約は可能である。 | | | | | | | | | 1393010 | 山梨市 | アグリカルチャー・振興特区 | 農地法の規制の緩和 農業振興地域の整備に関する法律の規制の緩和 特定農地貸付法の規制の緩和 市民農園整備促進法の規制の |
| | 1001040 | 農地の貸付け期間については、5年を超えない期間となっているが、同期間終了後、再契約は可能である。 | | | | | | | | | 1096080 | 石川県 | グリーン・ツーリズム促進特区 | 特定農地貸付け法の貸付け期間(5年)の延長 |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの再検討要請に対する回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|--|---------|---|---|---|--------------|-------|---|--|-------------|-------------|---------|---------|-------------------------|--|
| 市民農園特別区域の設定 | 1000830 | 市民農園の区域は、市民農園の整備に関する基本方針に基づき、市町村が主体的に指定することとなっている。 | | | D - 1 | | | | | | 1029010 | 千葉県東金市 | 市民農園特区 | 市民農園の開設者の農業生産法人や民間企業への拡大 |
| 市民農園の附帯施設の設置 | 1000910 | 滞在型の市民農園については、簡易宿泊施設の設置が可能である。 | | | D - 1 | | | | | | 1393010 | 山梨市 | アグリカルチャ-振興特区 | 農産物の規制の緩和 農業振興地域の整備に関する法律の規制の緩和 特定農地貸付法の規制の緩和 市民農園整備促進法の規制の緩和 |
| | 1001030 | 農地に附帯して設置する簡易宿泊施設としてログハウスの設置は可能である。 | | | | | | | | | | 1341030 | 笠岡市 | 笠岡湾干拓地租飼料生産供給基地活性化特区 |
| 認定農業者制度の対象範囲の拡大 | 1001130 | 認定農業者制度は、市町村が地域の实情に即して定める育成すべき農業経営の目標を目指し、自らの農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者を認定する制度であり、認定農業者に対しては、補助、資金融資、税制の特例の各種支援策を集中的に講じることとしている。本提案は、認定農業者制度の適用範囲を拡大し、集落営農等の任意組織に対し、補助、資金融資等の支援策を求めるものであることから、「従来型の財政措置を講じない」とする「構造改革特区」の基本方針の趣旨から対応不可とすることが適当。なお、地域の農地を面としてまとめて利用し、経営主体としての実体を有する集落営農組織について、農用地利用規程に位置付け得るようにすることにより、こうした組織を担い手として育成するため、農業経営基盤強化法の一部を改正する法律案を通常国会に提出予定。 | | | F | | | | | | 1308010 | 神戸市 | 人と自然の共生ゾーン特区(大都市近郊農業特区) | 認定農業者制度の対象範囲の拡大 |
| 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業の利用権設定等を受ける者の緩和 | 1001140 | 利用権設定等促進事業により利用権の設定等を受けることのできる者として市町村が地域の实情を踏まえながらその特性に即して基本構想で定めるとともに、基盤法の3つの要件を満たせば、対象となり得る。 | 提案内容は、利用権の設定を受ける者の要件の緩和であり、提案内容にそって、具体的に検討し、回答されたい。 | 利用権設定等促進事業により利用権の設定等を受けることのできる者は基盤法の3つの要件を満たすとともに、市町村が地域の实情を踏まえながらその特性に即して基本構想で定めるとともに、市町村が独自にこれを阻害する要件を設定していなければ、現行制度により対応可能である。 | D - 1 C-1 | | | (措置の分類の修正理由) 利用権設定等促進事業により利用権の設定等を受けることのできる者は基盤法の3つの要件を満たすとともに、市町村が地域の实情を踏まえながらその特性に即して基本構想で定めるとともに、市町村が独自にこれを阻害する要件を設定していなければ、現行制度により対応可能であるので、措置の分類をD - 1に変更されたい。 | D - 1 | | 1398010 | 小田原市 | 緑地・農地保全特区 | 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業の利用権設定等を受ける者の緩和 |
| | 1001150 | 利用権設定等促進事業により利用権の設定等を受けることのできる者として市町村が地域の实情を踏まえながらその特性に即して基本構想で定めるとともに、基盤法の3つの要件を満たせば、対象となり得る。 | 提案内容は、利用権の設定を受ける者の要件の緩和であり、提案内容にそって、具体的に検討し、回答されたい。 | 利用権設定等促進事業により利用権の設定等を受けることのできる者は基盤法の3つの要件を満たすとともに、市町村が地域の实情を踏まえながらその特性に即して基本構想で定めるとともに、市町村が独自にこれを阻害する要件を設定していなければ、現行制度により対応可能である。 | | | | (措置の分類の修正理由) 利用権設定等促進事業により利用権の設定等を受けることのできる者は基盤法の3つの要件を満たすとともに、市町村が地域の实情を踏まえながらその特性に即して基本構想で定めるとともに、市町村が独自にこれを阻害する要件を設定していなければ、現行制度により対応可能であるので、措置の分類をD - 1に変更されたい。 | D - 1 | | | 1308020 | 神戸市 | 人と自然の共生ゾーン特区(大都市近郊農業特区) |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の 分類 | 措置の 内容 | 各省庁からの再検討要請に対する回答に対する 構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の 分類」の 見直し | 「措置の 内容」の 見直し | 提案事項 コード | 提案主 体名 | 特区構 想名 | 規制の特例事項 (事項名) |
|--|---------|--|-----------------------------------|-------------------|-----------|-----------|---|--------------------|---------------------|---------------------|-------------|--------------|--------------------------|--|
| 地方公共団体などが運営する公共牧場に係る事業等の要件緩和 | 1001160 | ご提案の件については、市町村が運営している公共牧場が対象であることから、市町村が農地保有合理化法人になることで農地保有合理化法人として農地の権利を取得し、農業者、新規参入者へ売却し又は貸付けを行うこと、また、農地保有合理化法人が中間保有する農地について保全管理することも可能となっている。 | | | D - 1 | | | | | | 1093010 | 上土幌町 | 公共牧場土地利用型特区 | ・遊休農地保全管理及び農有地保有組織の制限緩和 ・土地等融資資金制度の緩和 |
| 地方公共団体などが運営する公共牧場に係る土地融資資金の緩和 | 1001170 | 提案にある農地保有推進財源の確保、農林漁業金融公庫の融資枠の拡大、地方公共団体が保有している農地の新規就農者への売却時の税制緩和については、「従来型の財政措置」に当たり、「構造改革特区」の基本方針の趣旨から離れているものであることをご理解願いたい。 | | | F | | | | | | 1093010 | 上土幌町 | 公共牧場土地利用型特区 | ・遊休農地保全管理及び農有地保有組織の制限緩和 ・土地等融資資金制度の緩和 |
| 農業用施設のための開発にかかわる場合の規制緩和等 | 農林水産省 | 土地改良法上の規制は存在しない。 | | | E | | | | | | 2186010 | 社団法人農村資源開発協会 | 農村資源開発センター構想(農業先端技術集積特区) | d.農地転用許可不要施設範囲の拡大及び許可不要面積の引き上げ 農振除外に関しても、a同様、一定範囲まで不要とする c.農業生産法人の事業・構成員・業務執行役員要件を緩和し、種田・園芸資材・食料・流通企業等 |
| 農道離着陸場の目的外使用の容認 | 1001060 | 「農道離着陸場の多面的活用について」の通知は、農業利用を前提に行っているものであり、補助事業の目的の変更については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき適正に処理すべき事項である。 | | | D - 1 | | | | | | 1115010 | 余市町 | 観光・産業交流特区 | 農道離着陸場の設置目的の撤廃補助金適正化に関する法律の緩和 |
| | 1001070 | 農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、地方農政局長等が個別の事案毎に審査を行い、適当と判断されれば、 1)目的外使用により料金を取得する場合には、賃借契約による使用料収入につき、国庫補助金相当額の返還を条件。 2)目的外使用により料金を取得しない場合には、処分制限残存期間につき、補助条件を承継することを条件、として目的外使用を承認することとしている。 (「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」(平成元年3月31日付け元第594号農林水産省大臣官房経理課長通知)) | | | | | | | | | 1115010 | 余市町 | 観光・産業交流特区 | 農道離着陸場の設置目的の撤廃補助金適正化に関する法律の緩和 |
| 農道離着陸場の目的外使用に係る土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置における経過年数の短縮 | 1001050 | 事実誤認である。農道離着陸場は、土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金返還措置の対象事業となっていない。 | | | E | | | | | | 1115010 | 余市町 | 観光・産業交流特区 | 農道離着陸場の設置目的の撤廃補助金適正化に関する法律の緩和 |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの再検討要請に対する回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) | |
|---------------------------|---------|--|--|--|------------|-------|---|--------------------|-------------|-------------|---------|---------|--------------|--------------------------------|----------------|
| 土地改良区の売電 | 1001110 | 土地改良区は、附帯事業として維持管理費用の軽減のため、土地改良施設の操作に必要な電力を供給する目的などで、自ら土地改良施設を高度利用した発電施設を設置し、売電の形態によるものを含め、発電を行うことができる。 なお、都道府県知事による定款の変更の認可に当たっては、土地改良区の事業や財政の規模等に照らし、また、公法人としての適正な運営の確保などの観点から審査が行われる。 | | | D-1 | | | | | | 1005010 | 富山市 | 農業用ミニ水力発電特区 | 土地改良区が、売電が可能な電気事業者となることへの規制の緩和 | |
| JJAの事業範囲の制限緩和 | 1001190 | 現行制度においても農協が出資して農業法人を設立すれば農業経営は可能である。 むしろ、このように農協とは別の法人に農業を行わせることによって、効率的な業務運営が期待できる。また、事業の採算性を考慮した事業展開がなされなければ、農協経営にマイナスとなり、むしろ問題ではないか。 なお、農協自らが農業を行う場合は、農協とその組合員である農業者が行う事業が競合することや、組合員の委託も受けずに農協自らの判断で農業経営を行うことが当該地域の農業者全体の利益にかなうか等の問題点がある。 | | | C-1 | | | | | | 1013010 | 群馬県 | アグリトピア特区 | 農業協同組合が農業経営を行う場合の規制緩和 | |
| 総代の3分の2以上の同意要件等の緩和 | 1001200 | 農協が農業の経営を行うことは、個々の組合員の行う農業に大きな影響を及ぼすため、これを認めるに当たっては、組合員本人の意思を確認するために、個々の組合員から書面による同意を得ることを要することとしており、総代の同意を得るだけでは不十分である。農業経営を行うこと、合併をすることは、組合員に対する影響度合いが格段に異なるものであり、同一視することはできない。 | | | C-1 | | | | | | 1013020 | 群馬県 | アグリトピア特区 | 農業協同組合が農業経営を行う場合の規制緩和 | |
| 農業団体の経営陣を従業員の中から選出(株式会社化) | 1001210 | 本来、農協はその構成員である農家組合員のために事業を行うことから、その役員は組合員から選出することが原則である。 しかし、組合運営の経験の少ない組合員ばかりでは能率的な組合運営が必ずしも十分には期待できない場合があるため、実務経験のある者を組合運営に参加させる観点から、現行法でも、農協の役員のうち、3分の1までは農協の組合員でなくても役員になることは可能とされている。 また、経営管理委員会制度を導入すれば、理事を全て職員等の実務経験者とすることができる。 したがって、現行制度においても、農協の職員や、農協外の専門家を役員に登用することも可能である。 | | | D-1 | | | | | | 2044010 | 個人 | 農業協同組合を株式会社化 | 農業協同組合法の適用除外 | |
| 農業委員の定数に関する緩和 | 1001220 | 農業委員会は、農地法に基づく法令業務、担い手への農地集積等の国の農業構造政策を担う必置の行政委員会組織であり、その業務の全国的な整合性、統一性の確保等の観点から、農業委員の選挙委員、選任委員については、法令に基づく一定の基準の下で運用されることが必要であり、特区として対応することは困難であるが、現行制度の枠組みの下で農業委員定数については条例等市町村が一定の範囲内で定めることとしていることをご理解願いたい。 なお、農業委員定数等については、「農業委員会に関する懇談会」において検討中である。 | 貴省の回答によれば、農業委員定数等について検討中とのことであるが、具体的な検討内容及び検討スケジュールについて回答されたい。 | 「農業委員会に関する懇談会」で、農業委員定数等のあり方も含めて農業委員会系統組織における活動、組織等について幅広く検討を行っており、平成15年3月を目途にとりまとめを行うことを予定している。 | C-2 | | | | | | 1087010 | 乙部町 | 農業委員会特区 | 農業委員の定数に関する緩和 | |
| 水稲共済の当然加入基準の緩和 | 1002010 | 都道府県知事が定める当然加入基準については、地域ごとの農業経営実態、農家選択の幅を拡大する観点、農業共済事業の運営状況等から20アールから40アールの範囲内で定めることとされている。神戸市の区域については、現在25アールとされており、都道府県知事が定める基準の見直しにより40アールまで引き上げることが制度的には可能である。 | 提案内容は、水稲共済の加入を任意加入制に改めるというものであり、これについて具体的に検討し、回答されたい。 | 特例要望は、「水稲共済の当然加入基準の緩和」であって、任意加入制に改めるというのではないと理解している。なお、任意加入制に改めることについては、次のように考える。 水稲共済への加入が任意加入制となっていないのは、水稲が我が国農業の基幹作物として重要な位置づけにあり、災害対策においても万全を期す必要があること、併せて、全国的に作付けされており、被害も多種多様であるため、保険制度としては安定的な保険母集団を確保して危険分散を図る必要があること等の観点からである。 水稲共済への加入のあり方については、今通常国会に向けた制度のあり方の検討過程においても、賛否が分かれたことから、「現段階で一つの方向性を出すことは難しく、引き続き検討する必要がある」とされたところである。 この検討結果を踏まえ、加入のあり方については、全国的な共済制度全体の問題として、引き続き検討していく考えである。 なお、特区において、水稲共済加入を任意加入とすることとしても、加入を希望しない農家において共済掛金が不要になるという効果はあるものの、これをもって、民間活力が増大し地域の稲作が飛躍的に発展するようなことまで期待できず、特区制度の本来の趣旨に必ずしも合致しないのではないかと考える。 | D-1 C-1 | | | | | | | 1308030 | 神戸市 | 人と自然との共生ゾーン特区(大都市近郊農業特区) | 水稲共済の当然加入基準の緩和 |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの再検討要請に対する回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|--------------------------|---------|--|-------------------------------|-------------------|-------|-------|---|--------------------|-------------|-------------|---------|---------|-------------|---------------------------------|
| 水田農業経営確立助成補助金の交付対象作物の追加等 | 1002020 | 水田農業経営確立助成補助金は麦・大豆等の本格的生産を推進する目的で措置されており、特定の地域において葡萄を助成対象に追加した場合、他の果樹生産に取り組む地域との間で不公平が生ずるとともに、食料自給率向上において重要な作物である麦・大豆等の品質・生産性向上の取組が遅れる恐れがあるため、なお、当該補助金は、15年度限りで廃止し、16年度から「産地作り推進交付金」を創設することとしているが、その具体的内容については、16年度概算要求の決定時までには検討することとしている。 | | | F | | | | | | 1376010 | 丹波町 | 丹波ワイン産業振興特区 | 水田農業経営確立助成補助金の支給年度の延長・確定 |
| 輸入動植物検疫の24時間365日化 | 1002030 | 輸入動植物検疫の24時間、365日化については、既存の制度で対応できるものとして回答してきたところである。具体的には、港湾管理者より具体的な計画、時間外の輸入動植物の検査の需要予測等が明確になった後、食の安全と安心の確保に向けて水際での検疫を適正に実施し、万全の検疫措置を講じるため動物検疫所、植物防疫所として必要な体制整備等を行うことにより対応したいと考えている。なお、検疫の24時間化を実施する上では、港湾管理者等により夜間検査に必要な照明等の設備が整備されることが前提となる。このため、これまでに要望のあった港湾等から具体的な要望内容を独自に収集し、その結果に基づき対応策を検討していくこととしている。 | | | D - 1 | | | | | | 1246010 | 茨城県 | 国際物流特区 | 通関・検疫の24時間・365日化 |
| | 1002043 | 輸入動植物検疫の24時間、365日化については、既存の制度で対応できるものとして回答してきたところである。具体的には、港湾管理者より具体的な計画、時間外の輸入動植物の検査の需要予測等が明確になった後、食の安全と安心の確保に向けて水際での検疫を適正に実施し、万全の検疫措置を講じるため動物検疫所、植物防疫所として必要な体制整備等を行うことにより対応したいと考えている。なお、検疫の24時間化を実施する上では、港湾管理者等により夜間検査に必要な照明等の設備が整備されることが前提となる。このため、これまでに要望のあった港湾等から具体的な要望内容を収集し、その結果に基づき対応策を検討していくこととしている。 | | | | | | | | | 1379010 | 東京都 | 国際港湾特区 | 通関・検疫の24時間・365日化 |
| | 1002041 | 輸入動植物検疫の24時間、365日化については、既存の制度で対応できるものとして回答してきたところである。具体的には、港湾管理者より具体的な計画、時間外の輸入動植物の検査の需要予測等が明確になった後、食の安全と安心の確保に向けて水際での検疫を適正に実施し、万全の検疫措置を講じるため動物検疫所、植物防疫所として必要な体制整備等を行うことにより対応したいと考えている。なお、検疫の24時間化を実施する上では、港湾管理者等により夜間検査に必要な照明等の設備が整備されることが前提となる。このため、これまでに要望のあった港湾等から具体的な要望内容を収集し、その結果に基づき対応策を検討していくこととしている。 | | | | | | | | | | 1323070 | 横浜市港湾局 | 国際物流特区 |
| 輸入動植物検査手続きの簡素化、迅速化 | 1002040 | 輸入農畜産物については、仮に定期的な一定量が輸入されるものであっても、それによる伝染性疾病、病虫害の侵入リスクは常在することから、輸入の都度検査が必要である。海外からの伝染性疾病、病虫害の侵入を防止する事は、食の安全と安心の確保という観点からも極めて重要であり、この検査を簡素化することはできないが、検査に必要な申請手続き等については、オンライン化を進めており、平成15年度のできるだけ早い時期から動物検疫手続きを含む「輸出入手続」と「港湾手続」を連携したワンストップサービス・シングルウィンドウ化を実現することとしている。これにより、動物検疫の手続きの簡素化、迅速化を図ることとしている。 | | | B - 2 | | | | | | 1323090 | 横浜市港湾局 | 国際物流特区 | 輸入動植物類や輸入食品等の検疫業務を簡素化するための制度の確立 |
| | 1002042 | 伝染性疾病及び病虫害が我が国に侵入した場合、その被害は動植物の輸入者だけではなく農業生産者ひいては国民全体に及びこととなる。そのため、動植物等の輸入者等個人に検査を受けること等の義務を課し、動物検疫に関する専門的知識を有する動物検疫官が、法令に基づき必要な場所に立ち入り、動植物等を無償で収集の上検査し、個人の所有する動植物等について必要な場合には廃棄を含む措置を命令または自ら措置を実施しているものである。これは、検査を受ける個人に対するサービス業務と異なり、個人の権利を強制的権限を持って規制する国境措置であり、その実施に当たっては全国均質な専門技術に基づき一元的に実施し、極めて公正かつ厳格に実施する必要があることから、国自ら実施しているものであり、特区に対する動物検疫業務の委譲は不可能。しかしながら、検査に必要な申請手続き等については、オンライン化を進めており、平成15年度のできるだけ早い時期から動物検疫手続きを含む「輸出入手続」と「港湾手続」を連携したワンストップサービス・シングルウィンドウ化を実現することとしている。これにより、動物検疫の手続きの簡素化、迅速化を図ることとしている。 | | | | | | | | | 1246010 | 茨城県 | 国際物流特区 | CIQの業務委託による一元化 |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の 分類 | 措置の 内容 | 各省庁からの再検討要請に対する回答に対する 構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の 分類」の 見直し | 「措置の 内容」の 見直し | 提案事項 コード | 提案主 体名 | 特区構 想名 | 規制の特例事項 (事項名) |
|--|---------|--|---|-------------------|-----------|--|---|--------------------|---------------------|---------------------|-------------|-------------------------------|--|---------------------------|
| CIQ業務の委託 | 1002042 | 伝染性疾病及び病害虫が我が国に侵入した場合、その被害は動植物の輸入者だけではなく農業生産者ひいては国民全体に及びこととなる。そのため、動植物等の輸入者等個人に検査を受けること等の義務を課し、動植物検査に関する専門的知識を有する動植物防疫官が、法令に基づき必要な場所に立ち入り、動植物等を無償で収集の上検査し、個人の所有する動植物等について必要な場合には廃棄を含む措置を命令しまたは自ら措置を実施しているものである。 これは、検査を受ける個人に対するサービス業務と異なり、個人の権利を強制的権限を持って規制する国境措置であり、その実施に当たっては全国均質な専門技術に基づき一元的に実施し、極めて公正かつ厳格に実施する必要があることから、国自ら実施しているものであり、特区に対する動植物検査業務の委譲は不可能。 しかしながら、検査に必要な申請手続き等については、オンライン化を進めており、平成15年度のできるだけ早い時期から動植物検査手続きを含む「輸出入手続」と「港湾手続」を連携したワンストップサービス・シングルウィンドウ化を実現することとしている。これにより、動植物検査の手続きの簡素化、迅速化を図ることとしている。 | | | C-1 | | | | | | 1246010 | 茨城県 | 国際物 隆特区 | CIQの業務委託 による一元化 |
| ペットの検査検査 のスピード化 | 1002044 | 動物の輸出入検査は、家畜伝染病予防法・狂犬病予防法・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、まん延を防止することにより畜産振興を行うこと、また、狂犬病やサルを媒介とする感染症の発生を予防し、まん延を防止することにより、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として実施している。輸入時に一定期間の係留を実施することは、検査上の必要な措置であり、これを省略することは困難である。 | 提案内容は、検査業務のスピード化を求めているものであり、これについて、具体的に検討し回答されたい。 | | C-1 | 犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンクについては、狂犬病予防法に基づき狂犬病の侵入防止のため、輸入時に同病の潜伏期間を考慮し、一定期間(14日から180日、輸出国における狂犬病の予防注射の実施時期等により異なる)の検査を実施。 サルについては、感染症予防法に基づき、マールブルグ病及びエボラ出血熱の侵入防止のため輸入を原則禁止。ただし、これらの疾病の発生の認められないこと等一定の条件を満たした地域からは同病の潜伏期間等を考慮し、高度な隔離施設(成田空港、関西空港のみ)で30日の検査を実施。 これらは狂犬病、マールブルグ病、エボラ出血熱の侵入防止のために、輸入目的にかかわらず、講じている必要かつ最低限の措置であり、係留期間の短縮は困難である。 また、サルについては成田空港、関西空港以外での輸入は困難である。 | | | | 2155010 | 個人 | 沖縄観 光特区 ペットア 일랜드 | | |
| 東京都特別区競 馬組合等の全国 の地方競馬の勝 馬投票券発売の 容認 | 1002050 | 一つの発売施設において、複数の主催者の勝馬投票券を発売することは、現行制度でも対応可能ではあるが、その際には、各主催者が当該施設で勝馬投票券の発売の意向を有し、かつ、地域社会との調整が図られることが要件となっている。なお、この要望については、墨田区長は平成12年9月、場外設備について当分の間設置には賛成しない旨を表明しており、地元調整が図られているとはいえない状況と認識している。また、特別区競馬組合以外の主催者が、設備の所在する自治体を構成員とする当該組合に先んじて、場外設備の設置に関して場外設備の設置に関して地元との調整が図られる状況とは考えていない。 | | | C-1 | | | | | | 2061010 | 錦糸町 南口地 方競馬 誘致の 会 | 全国地 方競馬 場外勝 馬投票 券発売 所開設 特区構 想 | |
| 食品リサイクル認 定事業者の規制 緩和 | 1002060 | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第10条に基づく登録制度は、食品循環資源を広域的に収集し、効率的に再生利用する事業者を育成するための制度であり、広域に存在する食品関連事業者からの委託等に確実に応えるため、1日当たりの処理量が5トン以上という一定規模以上の処理能力を有する事業者を対象にしているものであり、対応不可。なお、再生利用事業者としての登録を受けなくとも食品循環資源の再生利用を実施することは可能である。 | | | C-1 | | | | | | 1426040 | 長野県 | エココ ミュニ ティ創 出特区 | 食品リサイクル認 定事業者の規制 緩和 |
| 中心市街地の指 定について区市 町村内全域を可 能化 | 1002080 | 区市町村内全域を中心市街地に指定することは法令上可能である | | | E | | | | | | 1356020 | 東京都 中央区 | 商業振 興特区 | 中心市街地の指 定要件の緩和 |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の 分類 | 措置の 内容 | 各省庁からの再検討要請に対する回答に対する 構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の 分類」の 見直し | 「措置の 内容」の 見直し | 提案事項 コード | 提案主 体名 | 特区構 想名 | 規制の特例事項 (事項名) |
|--------------------------------------|---------|--|---|---|-----------|-----------|---|--------------------|---------------------|---------------------|-------------|-----------|--------------------------------------|------------------------------------|
| 肉骨粉の焼却灰の肥料利用 | 1002090 | 肉骨粉の肥料利用等の解除条件については、BSE技術検討会、BSE対策検討会において御検討をいただいているところであるが、宮崎県の御提案も踏まえ、肉骨粉焼却灰の肥料利用について、引き続き検討会での検討を踏まえ対応してまいりたい。 | 貴省の回答では、宮崎県から提案に対応しているのが不明なため、この点についてどのように対応されるのか、具体的に検討し、回答されたい。また、具体的な検討スケジュールも併せて回答されたい。 | 1 検討のための調査の実施 今後、肉骨粉の焼却灰の肥料利用を検討する可能性のある化製場等における焼却施設の施設能力(焼却温度、時間、焼却方式等)の調査を実施 2 検討会の開催 調査結果に基づき、肉骨粉の焼却灰の肥料利用の可否、条件等について、BSE技術検討会、BSE対策検討会の学識経験者による検討を実施 3 一時停止の要請について一部解除を実施 2のBSE技術検討会、BSE対策検討会の検討において、肉骨粉の焼却灰の肥料利用が認められた場合については、「肉骨粉等の当面の取り扱いについて」(平成13年10月1日付け13生畜第3388号農林水産省生産局長・水産庁長官通知)の肥料利用に係る一時停止の要請について一部解除を実施 4 実施時期 平成15年度においてBSE技術検討会、BSE対策検討会で検討を行うこととしたい。 | B - 1 | | | | | | 1263010 | 宮崎県 | 畜産リサイクル推進特区 | 鶏糞ボイラーで肉骨粉を燃料として使用するための規制緩和 |
| 伐採及び伐採後の造林の届出の適用除外 | 1003010 | 伐採及び伐採後の造林の届出制度は、市町村森林整備計画に即した適正な森林施策を確保すると共に森林資源の賦存状況等を掌握することを目的としているものであり、貴県の提案する「地域住民の意向を反映した森林管理を行い、生活環境を維持継続できるようにする」ために小規模な開発を規制する独自の条例を策定することを妨げるものではないため、制度の適用除外をする必要はないと思われる。 | | | E | | | | | | 1429070 | 長野県 | 長野ルネッサンス特区 | 伐採届の廃止 |
| 林道規程による制限の緩和 | 1003020 | 林道規程第34条に基づき林野庁長官の承認を受けることにより、例外が認められることから現行で対応可能 当該町村から、協議があれば速やかに対応したい。 | | | D - 1 | | | | | | 1295010 | 上勝町 | 林野庁所管 国庫補助事業の林道開設事業における林道規定の規制緩和特区 | 林道規定による制限の緩和 |
| | 1003020 | 林道規程第34条に基づき林野庁長官の承認を受けることにより、例外が認められることから現行で対応可能 当該町村から、協議があれば速やかに対応したい。 | | | | | | | | | 1295020 | 上勝町 | 林野庁所管 国庫補助事業の林道開設事業における林道規定 | 林道規定による制限の緩和 |
| | 1003020 | 林道規程第34条に基づき林野庁長官の承認を受けることにより、例外が認められることから現行で対応可能 当該町村から、協議があれば速やかに対応したい。 | | | | | | | | | | 1295030 | 上勝町 | 林野庁所管 国庫補助事業の林道開設事業における林道規定の規制緩和特区 |
| ・国有林野の地方公共団体への管理委託等 | 1003030 | (Fに分類した理由) ・「国有林の市町村への管理委託」は、前回の構造改革特区における整理において「E-2(税の減免、補助金等の交付要件に関するもの等)」として分類されている(「地方公共団体等から提案のあった規制改革要望への対応状況(平成14年10月11日)」資料2 P.25)。 ・「みどり資源環境保全交付金」は、「構造改革特区推進のための基本方針(平成14年9月20日)」の2.(2)において「譲じない」とされている「従来型の財政措置(国による税の減免や補助金等)」に該当する。 | | | F | | | | | 1092010 | 上士幌町 | 環境共生循環型特区 | 国有林野みどり資源循環活用に対する規制緩和・地域循環型環境対策推進の創設 | |
| 林地開発における造成森林の植栽基準の弾力化 | 1003040 | 林地開発許可制度は都道府県の自治事務であり、当該基準は技術的助言であって、都道府県知事が規制の趣旨を踏まえて地域の特性に応じ弾力的に運用することが可能である。 | 機会をとらえて技術的助言であって弾力的運用が可能である旨の徹底を図られたい。 | 貴室要請を踏まえ都道府県に対して、左記「措置の概要」を徹底する。 | D - 1 | | | | | | 1402010 | 掛川市 | 満水プロジェクト特区 | 林地開発における造成森林の植栽基準の弾力化 |
| 風力発電施設建設のための保安林の指定の解除を公益上の理由によるものとする | 1003050 | 電気事業法による一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物に該当する場合には、土地収用法により土地を収用しもしくは使用できるとされている事業に該当することから、民間事業者によるものであっても公益上の理由による保安林の指定の解除が可能である。 | 提案内容について、実現可能か回答されたい。 | 提案主体によれば、電気事業法による一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する風力発電施設の設置を予定しているとのことであり、この場合については、風力発電施設建設のための保安林の指定の解除を公益上の理由によるものとすることは可能である。 | D - 1 | | | | | | 1109050 | 新潟県 柏崎市 | 新エネルギー環境特区 | 保安林解除要件の拡大 |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の 分類 | 措置の 内容 | 各省庁からの再検討要請に対する回答に対する 構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の 分類」の 見直し | 「措置の 内容」の 見直し | 提案事項 コード | 提案主 体名 | 特区構 想名 | 規制の特例事項 (事項名) |
|-----------------------------------|---------|---|---|--|-----------|-----------|---|--------------------|---------------------|---------------------|-------------|-----------|------------------|------------------------------------|
| 保安林における作業許可要件の緩和 | 1003060 | 変更行為に係る区域の面積が0.05ha未満で、切土又は盛土の高さがおおむね1.5m未満の点的なものを設置する場合(例えば、送電用鉄塔、無線施設、水道施設、簡易な展望台等)については、民間事業者によるものであっても保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められることから当該行為を許可することとしている。したがって、紫雲寺町において想定している規模の風力発電施設の設置は、作業許可要件を緩和することなく可能である。 | | | D-1 | | | | | | 1114010 | 紫雲寺町 | 新エネルギー導入特区 | 保安林内作業許可要件緩和 |
| 風力発電施設建設に伴う保安林の解除に係る代替施設の設置の要件の緩和 | 1003070 | 代替施設の設置要件の緩和の具体的な提案がないため、今後具体的な提案を待って検討したい。 | | | E | | | | | | 1130010 | 江津市 | 新エネルギー開発 | 風力発電施設建設に伴う保安林の解除に係る代替施設の設置等の要件の緩和 |
| 森林法に基づく林地開発許可要件の緩和 | 1003080 | 林地開発許可制度は都道府県の自治事務であり、当該基準は技術的助言であって、都道府県知事が規制の趣旨を踏まえて地域の特性に応じ弾力的に運用することが可能である。 | 機会をとらえて技術的助言であって弾力的運用が可能である旨の徹底を図られたい。 | 貴室要請を踏まえ都道府県に対して、左記「措置の概要」を徹底する。 | D-1 | | | | | | 1246110 | 茨城県 | 国際物流特区 | 森林法に基づく林地開発許可要件の緩和 |
| 森林組合の農業経営の実施 | 1003090 | 現行制度において、森林組合は、労働力を活用し、組合員の利便を図る観点から、組合員の委託を受けて農作業を行うことが認められており、森林組合の人的施設を活用した農業への参画が可能であることから、提案自治体の目的は確保されている。 | 提案内容は、森林組合自らが農業経営を行うものであり、これについて、具体的に検討し回答されたい。 | 森林組合は森林の保続培養及び森林生産力の増進という公益目的を達成するために必要であるため法人格を認められている(目的の範囲内で権利義務を有することから、森林組合について目的外の事業を行わせることはできない。農業の経営は、森林の保続培養と森林生産力の増進という目的を達成するために必要な事業ではなく、森林組合の目的の範囲外の事業であって、森林組合制度の改正で措置できる事項ではない。なお、組合員の利便を図るため、森林組合が組合員の委託により農作業を行うことは前回回答のとおり可能であり、これにより提案の目的を達成することができる。 | C-1 | | | | | | 1355010 | 新潟県 | 中山間地域産業連携特区 | 森林組合が行うことができる事業の種類の拡大 |
| 食品に係るIQ品目の先着順割当てにおける輸入実績の緩和等 | 1004010 | 食品(水産物)の輸入割当て制度は、国内産で不足する数量を輸入することを基本としてIQ枠を設定することにより、安定した国内需給を図るものである。このため、確実な輸入を担保する必要がある。食品輸入の経験を有し、確実に輸入を行うことができる者に対して割当てを行う制度を維持していくことが適当である。従って、特区内において当該要件を撤廃することは困難である。 | | | C-1 | | | | | | 1197050 | 北九州市 | 北九州市国際物流特区 | 食品に係るIQ品目の先着順割当てにおける輸入実績の緩和等 |
| FAZ制度の改正によるFTZ制度の導入 | 1002070 | 加工交易を行う場合は現行の総合保税地域を活用して関税をかけずに加工等を行うことは可能。あわせて、本提案内容の中心は、関税や法人税等の減免を求めているものであることから対応不可。 | | | D-1 | | | | | | 2014010 | 大阪貿易会 | 特別自由貿易地域(FTZ)の拡大 | |
| FAZ制度の改正によるFTZ制度の導入 | 1002070 | 加工交易を行う場合は現行の総合保税地域を活用して関税をかけずに加工等を行うことは可能。あわせて、本提案内容の中心は、関税や法人税等の減免を求めているものであることから対応不可。 | | | F | | | | | | 2014010 | 大阪貿易会 | 特別自由貿易地域(FTZ)の拡大 | |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの再検討要請に対する回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|------------------------|---------|---|--|---|-------|-------|---|--------------------|-------------|-------------|---------|--------|--------------------------------|---------------------------|
| 内水面におけるサケを目的とした採捕要件の緩和 | 1004020 | 石川県でのサケの河川での釣りによる採捕は、規則第35条に基づく特別採捕許可により既に実施されており、これにより県で要望している経済効果は十分に期待されると考えられる。 | 提案内容は、一定の地域及び期間等の下で、釣り人に捕獲可能とするものであり、これについて、特区において実現できないか、具体的に検討し回答されたい。 | 石川県では、規則第35条に基づく特別採捕許可により、一定の地域及び期間等の下で、釣りによる採捕が既に実施されているところである。今後もこれにより県で要望している経済効果は十分に期待されると考えられる。 | D-1 | | | | | | 1098010 | 石川県 | サーモン・フィッシング特区 | 内水面におけるサケの採捕の一定基準下での禁止の解除 |
| 使用する動力漁業船の総トン数の規制の緩和 | 1004030 | 漁船のトン数を大型化することは資源保護や漁業調整の問題に直結する可能性が高い。そのためホタテ漁業を管理する北海道庁が事前に関係者の意見調整を図り、当該規制緩和を行っても資源保護や漁業調整上の問題が生じないことが明白になれば、提案のあった措置を規制の特例事項とすることが可能であると考えられる。 | | (前回の回答についての補足) 当該要望については、現在、ホタテ漁業を管理する北海道庁が事前に関係者の意見を調整しているところであるが、審議中であると聞いており、現時点で対応することはできない。 | C-1 | | | | | | 1101150 | 湧別町 | サロマ湖地域循環型社会特区 | 使用する動力漁業船の総トン数の規制の緩和 |
| ホタテガイの処理加工に関する規制の緩和 | 1004040 | 北海道漁業協同組合連合会(麻痺性貝毒発生時期におけるホタテガイ処理加工等管理要領(平成11年7月改正)は、北海道漁業協同組合連合会が作成しているものであるため、当該要領の変更は同連合会の専管事項であり、連合会が要領を改正すれば、ホタテの水揚げは可能となると考えられる。 | | | D-1 | | | | | | 1101160 | 湧別町 | サロマ湖地域循環型社会特区 | ホタテガイの処理加工に関する規制の緩和 |
| | 1004050 | 生産海区については、要望を受けて適宜、再検討を行っているところであり、平成11年には北海道や青森県からの要望を踏まえ、生産海区の変更を行ったところである。当該自主規制は、食の安全性の確保のためとられている措置であるため、食の安全性が確保されれば、生産海区の区分変更は可能である。 | | | | | | | | | 1101170 | 湧別町 | サロマ湖地域循環型社会特区 | ホタテガイの処理加工に関する規制の緩和 |
| 漁港施設用地内における利用規制の弾力化 | 1004060 | 漁港区域内の漁港施設用地には、補助用地・地方単独用地などがあり、地方単独用地については、現行規定により対応が可能であると考えられる。補助用地における漁村滞在型余暇活動(ブルー・ツーリズム)による漁業活動以外の利用については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律179)第22条の目的外使用の承認が必要であり、制度上は対応が可能であると考えられる。 | | | D-1 | | | | | | 1110030 | 新潟県柏崎市 | 海洋空間活性化特区 | 漁港施設用地内における利用規制の弾力化 |
| 漁港施設の用途に対する規制の緩和 | 1004070 | 漁港漁場整備法第38条は、国及び漁港管理者以外の者が基本施設である漁港施設(係留施設)を他人に利用させ、又はこれらの施設の使用料を徴収しようとするときは、利用方法及び料率を定め、漁港管理者の許可を受けなくてはならないとされている。例えば都道府県が管理者である漁港において、地元市町村、漁協、海運又は観光企業等が棧橋、フェリー用岸壁等を設けて他人に使用させ、使用料を徴収する場合等が想定されており、漁港施設である加工場の設置を規制している規定ではない。 | 貴省の回答では、「漁港施設である加工場の設置を規制している規定ではない。」とのことであるが、加工施設は設置可能であると理解してよろしいか。 | 漁港漁場整備法(以下、「法」という。)38条は、漁港施設のうち基本施設の利用について定めているものであり、機能施設である加工施設についての規定ではない。加工施設は、法第3条に規定されている漁港施設の一つであり、漁港区域内に設置可能である。 | E | | | | | | 2160010 | 佐渡市町村会 | 佐渡ヶ島朱鷺特区～朱鷺が舞う自然豊かな佐渡ヶ島の再生と活性化 | 漁港施設の用途に対する規制の緩和 |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの再検討要請に対する回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|--------------------------------------|---------|--|-------------------------------|-------------------|-------|-------|---|--------------------|-------------|-------------|---------|---------------------|---|---|
| 補助金適正化法による目的外使用の要件緩和 | 1003100 | 「林業・木材産業構造改革事業で導入した機械施設等の管理について」に基づき、改築を行う場合、管理主体が市町村長等に届け出ることにより、対応が可能である。 | | | D - 1 | | | | | | 1403010 | 掛川市 | 森の都特区 | 財産の処分の制限に関する規制の緩和 |
| | 1001120 | 農林水産省においては、補助事業等により取得等した財産について、地方農政局長等が個別の事案毎に審査を行い、適当と判断されれば、処分制限残存期間について補助条件を継承することを条件として目的外使用を承認することとしている。 〔「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」(平成元年3月31日付け元第594号農林水産省大臣官房経理課長通知)〕 | | | | | | | | | 1075020 | 和泉村 | 過疎地域における教育、保育特区 | 過疎地域における学校関連施設における運営等の規制の特例及び緩和 |
| | 1002100 | 補助金により設置したバイオマス発電施設等において、当該補助事業終了後に利用できるバイオマスの範囲については、当該バイオマスの所管省庁にかかわらず、その利用が補助金の交付目的内であれば利用できることとされています。さらに、仮にその利用が補助金の交付目的と認められない場合であっても、補助金適正化法第22条に基づく目的外利用等の承認申請があった場合には、具体的には個々に判断されるべきものではありませんが、本来の補助目的の達成に影響を及ぼすものでなければ、その利用を認める運用を行っているところです。 | | | | | | | | | 1338050 | つくば市 | つくば新エネ市民電力特区 | バイオマス発電設備での多様なバイオマス利用の実現 |
| 魚、貝、海藻を育成するための運河の建設 | | 特例要望事項に係る規制は当省には存在しない | | | E | | | | | | 2005060 | NPO法人申請中「H・H・Sグループ」 | 1.3億人の雇用と、100兆円/年の売り上げを実現する「プロジェクト名:tamy」 | 港に直接つながった「閉鎖式運河」は、温度差発電で発生する大量の高エネルギー水を利用した魚、貝、海藻の育成所だが、多目的地域として、認可してほしい。 |
| 海岸法による占用を受けた区域内への道路交通法を適用及び規制の権限を移譲。 | | 提案の対象となる海岸は一般公共海岸であり、当省に規制は存在しない | | | E | | | | | | 1384020 | 石川県羽咋市 | 自然共生特区 | 海岸法による占用を受けた区域内に車輦通行帯を設置した場合、道路交通法を適用させ、規制の権限を移譲。 |
| 融資要件の緩和 | 1000400 | c, d: 民間企業等が農業を行うための農地の権利取得については、必要な懸念払拭措置を講じた上で構造改革特別区域法で措置したところであり、この特区制度を活用されたい。 e: 農業に取り組もうとする者が農地の権利を取得するための下限積要件の緩和について、農地の適切な利用に関する弊害防止措置を講じた上でどのような対応が可能かについて、農山村地域の新たな土地利用の枠組みの構築の検討と併せて検討する(平成14年度中に検討)。 なお、市町村が担い手育成等のため作成する農用地利用集積計画(農業経営基盤強化促進法)による権利移動の場合には、下限面積は適用されないこととなっており、下限面積未満の農地取得が可能。 f: 融資である以上、融資審査は必要不可欠(これ以上緩和のしようがない)。なお、制度資金については財政措置を講じており、構造改革特別区域内において特例措置を講じる対象(=規制)ではない。 | | | F | | | | | | 2186010 | 社団法人農村資源開発協会 | 農村資源開発センター構想(農業先端技術集積特区) | a.農地転用許可不要施設範囲の拡大及び許可不要面積の引き上げ b.農振除外に關しても、a同様、一定範囲まで不要とする c.農業生産法人の事業・構成員・業務執行役員要件を緩和し、種苗・園芸資材・食品・流通企業等が農業参入しやすくする d.前記企業が農地を保有出来る様、農地の権利移動要件を緩和する e.最低経営面積制限等各種取得制限の緩和により新規参入を容易にする f.認定農業者の農業融資制度の審査基準緩和 g.事業上の利用制限の緩和 h.農業用施設のための開発にかかわる場合の規制緩和 i.農業用施設に拘る建築基準を緩和 |